

糸島市農力を育む基本計画

～市民みんなで育む「食」と「農」と「環境」～

計画期間:2021年度～2025年度

(令和3年度～令和7年度)

福岡県糸島市

(目次)

はじめに ～糸島の魅力ある「食料」と「農業」と「農村」を次世代に～	P 1
第1章 基本計画の基本的考え方	P 2～7
第1節 基本計画の趣旨	P 2
第2節 基本計画の位置づけと役割	P 5
第3節 基本計画の推進体制	P 6
第4節 基本計画の計画期間と実施状況の公表	P 7
第2章 本市の現状	P 8～18
第1節 本市の特性	P 8
第2節 本市の農畜産業の現状（各種統計資料）	P 11
第3章 前計画の総括	P 19～24
第1節 食料	P 19
第2節 農業	P 21
第3節 農村	P 23
第4章 目標とする食料・農業・農村像	P 25
第5章 基本的施策の概要	P 26
第6章 基本的施策の主な取組	P 27～58
第1節 多様な担い手の育成確保、産地育成、農業経営の確立	P 27
第2節 地域で生産される食料の信頼の確保	P 32
第3節 生産基盤の維持、保全等による農村が有する多面的な機能の発揮	P 34
第4節 農業の資源循環機能の維持及び環境保全	P 38
第5節 地産地消の推進	P 40
第6節 食育の推進	P 43
第7節 グリーンツーリズムの推進及び農業公園の果たす役割	P 48
第8節 女性農業者が持つ力の発揮	P 51
第9節 九州大学を始めとする産・学・官の連携	P 54
第10節 農力を育み、発揮する取組の情報発信	P 57
第7章 計画推進のためのそれぞれの行動指針	P 59～60
添付資料	P 61～78
糸島市農力を育む基本条例	P 61
糸島市農力を育む市民推進会議規則	P 64
糸島市農力を育む市民推進会議名簿	P 66
用語集	P 67

はじめに ～糸島の魅力ある「食料」と「農業」と「農村」を次世代に～

本市の農業は、糸島平野を中心とした豊穡な大地と自然、生産者の日々の努力によって時代の変化に対応しながら多彩な農畜産物を生産し、今では「ブランド糸島」として全国から脚光を浴びています。これは、市民の皆様が、農業が果たす役割の重要性について理解し関心を持ち、糸島の水と土といった自然を大切に、四季折々の美しい景観や水源のかん養、伝統文化の継承等の多面的な機能を発揮するための環境の保全に日々努めていただいている結果にほかなりません。

本市の基幹産業は農業であり、農業の持続的発展が“市の元気の源”です。「食」と「環境」は社会の中で特に重要であり、農業・農村が市民共有の財産であることを認識し、市民全体で支えていく必要があります。

しかしながら、農業・農村は、高齢化による担い手不足、それに伴う耕作放棄地の増大、中山間地域など農村集落の人口減少による活力低下といった厳しい状況に直面しています。このままでは、農業・農村が持つ多面的機能の発揮が危ぶまれ、都市部なども含めた市全体に支障を及ぼすおそれがあります。農業・農村が持つ力は、市民全体で育み、発揮していくことが大切であり、糸島の「食」と「農」と「環境」は将来の世代に確実に継承していかなければいけません。

その実現には、市民一人ひとりが農畜産物の価値を適正に評価し、市内で生産された農畜産物を消費する地産地消の取組や地域の伝統的な食文化の継承など食育の推進を実践することが必要です。こうした市民の理解と行動により、農業者が誇りと希望を持って質の高い食料を安定的に供給することができ、そのことがまた、地域社会を発展させる力になります。

本市では平成 22 年 1 月、本市の農業・農村が持続的に発展し、豊かで住みよい地域社会の実現を目指し「糸島市農力を育む基本条例」を制定しました。そして、条例に掲げる目的と基本理念、基本的施策を推し進めるため、農業者と消費者、事業者、学識経験者等で構成する「糸島市農力を育む市民推進会議」において、平成 23 年 3 月「糸島市農力を育む基本計画」を策定し、平成 28 年 3 月に見直しを行いました。

前回の計画の見直しから 5 年、「糸島市農力を育む市民推進会議」では、この計画の進捗状況の確認だけでなく、個別の取組に関する実施状況など精査を行ってきました。この度、「第 2 次糸島市長期総合計画」を策定し、また、国の「食料・農業・農村基本計画」が見直されたことを踏まえて、スマート農業といった農業のデジタルトランスフォーメーションの推進など時代の変化に対応する計画・施策について審議を重ね、この度「糸島市農力を育む基本計画」の見直しを行いました。

これまでの「糸島市農力を育む基本計画」を発展させ、より一層、本市の農業・農村の持続的な発展と豊かで住みよい地域社会の実現を目指します。

さらに、市内外にあるさまざまな力を結集し新たな糸島農業の発展に全力をあげてまいりますので、市民の皆様におかれましては、市が実施する施策、事業へのご理解、ご支援をいただきますとともに、基本計画に示す行動指針に基づいて積極的に行動いただき、市民みんなの力でこの基本計画の推進を図っていきたくと考えております。どうか、お力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

令和 3 年 9 月 糸島市長 月形 祐二

第1章 基本計画の基本的考え方

第1節 基本計画の趣旨

1 農業をめぐる動き

① 世界の動き

世界の人口は2050年には97億人に達し、新興国の経済成長に伴う食料需要の拡大が続くものと予測されるほか、地球温暖化による生産可能地域の変動や異常気象による不作の頻発など、食料供給面における不安要素が懸念されています。

これは世界の食料需給がひっ迫する可能性を示唆しており、今後、新興国との間で食料調達の競合が起こるなど、食料の安定的な輸入確保に支障が出る事態も懸念されています。

そこで、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）や地域的な包括的経済連携協定（RCEP）を締結するなど国際的な経済の連携に向けた取り組みが進められており、これからの日本農業の行方を左右する大きな課題であると考えられます。

また、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は世界中の多くの人・企業などがこの理念に基づいて取組を行っています。

② 国の動き

21世紀の農政の基本指針である「食料・農業・農村基本法」が平成11年に制定され、22年が経過しました。その間、急速に進む高齢化や食料需給のグローバル化などにより、これまで施策展開の前提としていた食料・農業・農村の実態が大きく変化しつつあります。

令和2年3月、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。これは、農業の成長産業化を促進するための産業政策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるため、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安定保障の確立を図るため、次の8つの視点に立った施策を展開することとしています。

- (1) 消費者や実需者のニーズに即した施策の推進
- (2) 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- (3) 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- (4) スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- (5) 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- (6) 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- (7) 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進

(8) SDGs を契機とした持続可能な取組を後押しする施策の展開

また、国内の食料自給率は、長期的に低下傾向で推移しており、平成 29 年は約 38% (カロリーベース) です。食料自給率の示し方については、基礎的な栄養価であるエネルギー (カロリー) に着目する「供給熱量ベース」と、経済的価値に着目する「生産額ベース」の二つがあり、いずれも重要な指標であることから、国の食料自給率の目標については、供給熱量ベースと生産額ベースのそれぞれで設定しています。

③ 県の動き

福岡県は、平成 26 年 12 月に策定した「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」第 7 条に基づき「農業・農村振興基本計画」「森林・林業基本計画」「水産振興基本計画」の 3 つの計画を一本化し「福岡県農林水産振興基本計画」を策定しました。この計画は、「魅力あふれる農林水産業・活力あふれる農山漁村づくり」を目標に、収益性の高い農林漁業経営の確立や農山漁村の活性化などを図るため、次の 5 つの目指す方向のもとに施策を展開することとしています。

- (1) 県産農林水産物の販売・消費を拡大します
- (2) 需要に応じた生産力を強化します
- (3) 意欲ある担い手を育成・確保します
- (4) 県民とともにつくる農林水産業を推進します
- (5) 魅力ある農山漁村づくりを推進します

④ 市の動き

本市の農業・農村は、食料の生産だけではなく、水資源や自然環境の保全等を通して、市民生活や地域経済の発展、農村文化の継承などに大きく貢献してきました。

しかし、農業・農村を取り巻く状況は厳しく、高齢による担い手の減少や耕作放棄地の拡大などが進んでおり、本市の農業が持続的に発展できる取り組みが強く求められています。

このため、市民全体で農業・農村の持つ力を育みながら、安全で安心な食料の安定供給と流通消費や環境保全を図り、持続的に発展できる農業の確立と豊かで住みよい地域社会を実現するため、平成 22 年 1 月 1 日に「糸島市農力を育む基本条例」(以下「基本条例」という。)を制定しました。

基本条例では前文に条例への想いや農力の定義、条例の目的・基本理念、市と農業者・農業団体の責務、市民と事業者の役割を示し、10 項目の基本的施策を計画的に推進するため、農力を育む基本計画 (以下「基本計画」という。)を策定することとしています。

また、令和 3 年 4 月からは「人とまちの魅力が輝く豊かさ実感都市いとしま」を将来像とする「第 2 次糸島市長期総合計画」がスタートしました。農業を始めとする本市の持つブランド力の更なる強化を図るため、まちづくりの基本方針 (戦略) の一つに「魅力を磨き上げる糸島づくり」と設定しています。

基本計画の策定については、関係機関や学識経験者等で組織する「糸島市農力を育む市民推進会議」で、10 項目の基本的施策それぞれについて、本市の食と農、環境のあるべき姿を念頭に議論を行い、具体的な数値目標を掲げるなどの検討を行います。

2 計画の考え方

基本計画は、本市の食料の安全・安心の確保と安定的な供給、農業・農村の持続的な発展を図るために、農業者だけでなく市民すべてが本市の農業・農村が持つ力に関心を持ち、これらが市民共有の貴重な財産であるということを認識してもらい、本市の「食」と「農」と「環境」を育むために市民がさまざまな形で参画していくという考え方を基本としています。

そのため、多くの市民にこの考え方を理解していただきたいという思いから、基本計画のサブタイトルを『市民みんなで育む「食」と「農」と「環境」』としています。

第2節 基本計画の位置づけと役割

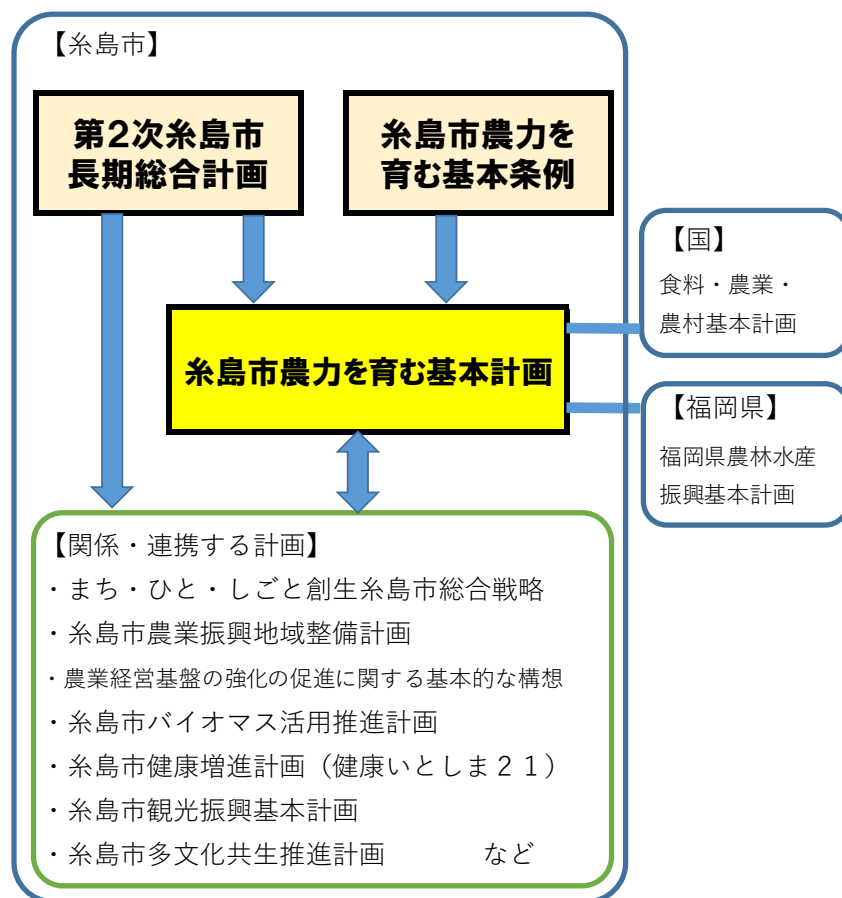
市は基本条例に掲げる理念の実現に向けて、第7条に掲げる10項目の基本的施策を実行するために、基本計画を策定します。

第2次糸島市長期総合計画に基づいて実施される基本目標5「ブランド糸島で活気あふれるまちづくり」を中心に、基本目標1「未来社会で輝く子どもを育むまちづくり」、基本目標3「みんなの命と暮らしを守るまちづくり」などさまざまな視点を踏まえた各種施策や、第2期まち・ひと・しごと創生糸島市総合戦略や他の分野別計画と連携し、本市の食料・農業・農村の振興について総合的かつ計画的に推進を図ります。

なお、本計画は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）第41条第1項に基づく市町村地産地消促進計画、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画に位置付けることとします。

また、2015年の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿って、各種政策・施策を展開することとしています。各施策に関連するSDGsのロゴマークを掲載し、関連性を示しています。

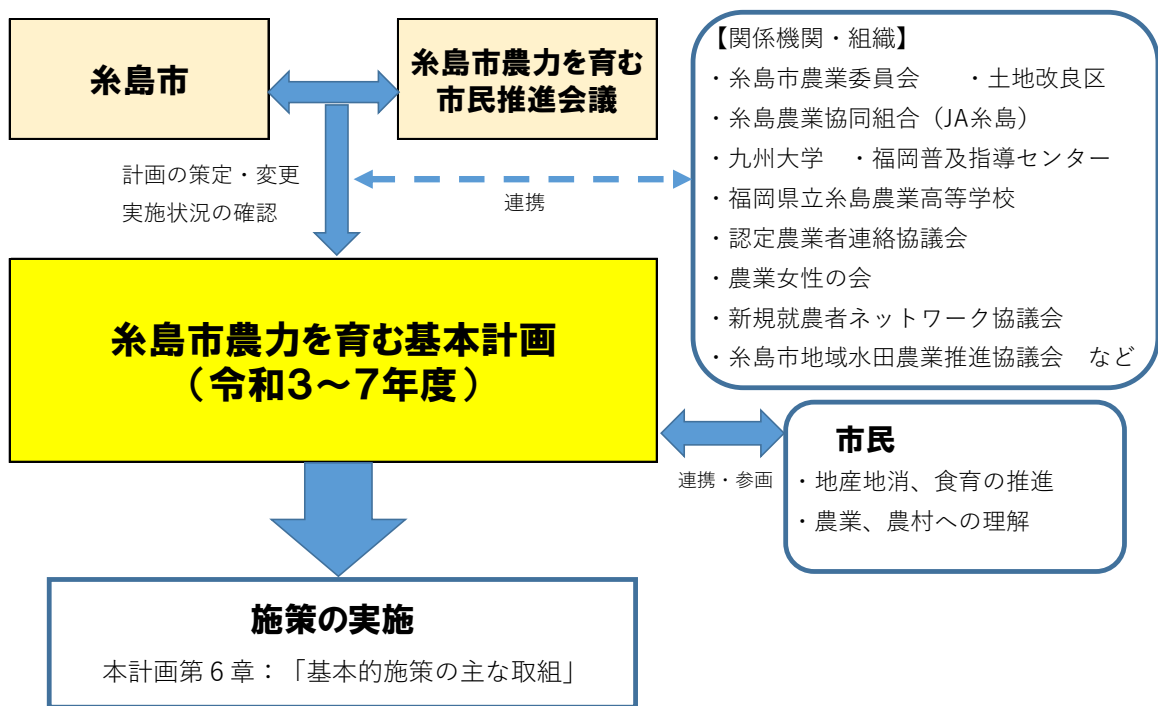
【基本計画の位置づけイメージ】



第3節 基本計画の推進体制

基本計画の推進については、「糸島市」及び「糸島市農力を育む市民推進会議」を中心として、他の農業振興推進組織と連携を図りながら、取り組んでいきます。

【既存の推進体制との関係図】



第4節 基本計画の計画期間と実施状況の公表

1 基本計画の計画期間

基本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年の計画とします。（基準年度：令和元年度）

また、毎年事業の進捗状況を管理し、急激に社会経済の状況や国の農業政策が大きく変化した場合は、糸島市農力を育む市民推進会議により必要に応じた見直しを行います。

2 実施状況の公表

基本計画に基づく施策の実施状況については、基本条例第9条に基づき毎年とりまとめ、糸島市農力を育む市民推進会議に報告した上で、市ホームページで公表します。

第2章 本市の現状

第1節 本市の特性

1 立地・交通

本市は、福岡県の西端に位置し、東は県都福岡市、西は佐賀県唐津市、南は脊振山系を境として佐賀県佐賀市に接した自然豊かな田園都市です。東西約24km、南北約19km、総面積は215.70k㎡を有しています。平成22年1月に旧前原市、旧志摩町、旧二丈町が合併して誕生しました。

本市の中央部を東西にJR筑肥線、国道202号、国道202号バイパス、西九州自動車道がほぼ平行して走り、南部の山麓には主要地方道大野城二丈線が東西に走っています。JR筑肥線は、筑前前原駅から福岡市天神まで約35分、JR博多駅まで約40分、福岡空港へも50分程度で移動でき、市民の通勤・通学の足となっています。

また、西九州自動車道は、東は福岡都市高速を経由して九州自動車道に、西は長崎自動車道に接続しており、流通の拠点となっています。平成31年には、国道202号バイパスの真方までの開通やJR筑肥線「糸島高校前駅」の開業など新たな都市施設が供用開始されました。

平成30年に完了した九州大学の伊都キャンパスへの移転や企業誘致等が進むことで、人とモノの交流や生活基盤の整備等が活発となることが予測されています。

2 気候・風土

本市の気候は、対馬暖流の影響を受けた温帯型の気候ですが、冬期は低温で晴天が少ない日本海型の気候区に属し、年間平均気温は約16.1℃、年間降水量は約1,677mmです。

南部の佐賀県との境をなす脊振山系には、東から井原山(983m)、雷山(955m)、羽金山(900m)、女岳(749m)、浮岳(805m)などの峰々が連なっています。本市の河川は、前原地域については、二級河川瑞梅寺川水系、雷山川水系を主幹線とし二級河川長野川、準用河川多久川、浦志川などの支流が流入し北に流下しています。二丈地域は、二級河川一貴山川水系、加茂川水系、福吉川水系があり、志摩地域は、二級河川桜井川水系、初川水系(雷山川水系)があります。

古くは、加布里湾と今津湾を結ぶ糸島水道が通り、船の往来があったと伝えられていますが、自然の堆積と江戸時代に入ってから干拓事業により水田が作られ、現在では市の中央部から北部、西部にかけて豊かな糸島平野が広がっています。

市内には、歴史的遺産が多数点在し、中国の歴史書「魏志倭人伝」に記されている古代国家「伊都国」があった地として知られ、平原遺跡で出土した日本最大の銅鏡「内行花文鏡」をはじめとする出土品は国宝に指定されています。

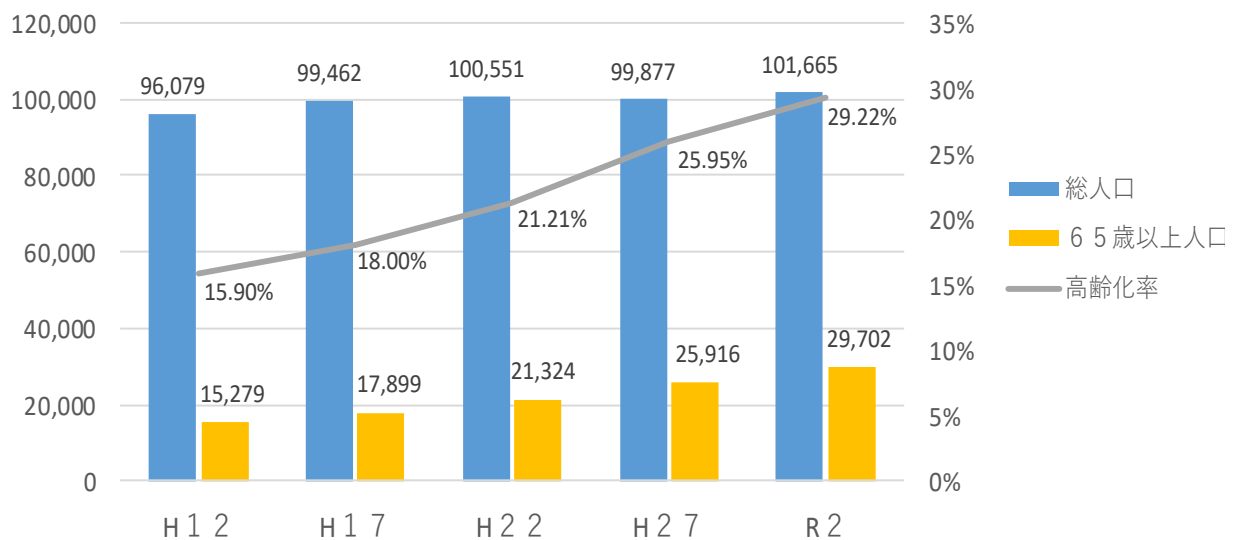
3 人 口

住民基本台帳による人口は、平成 22 年 3 月末(100,551 人)から平成 27 年 3 月末(99,877 人)にかけて 674 人減少しましたが、その後の人口は微増で推移し、令和 2 年 3 月末現在の人口は、101,665 人になっています。

一方で、65 歳以上の高齢者数は 29,702 人で全体からみる割合は約 29.22%となっており、年々増加傾向にあることから、今後の本市の社会構造に大きな影響を与えることが予測されます。

糸島市人口推移グラフ（住民基本台帳）

※平成 22 年までは日本人のみ。平成 27 年分以降は、外国人を含む総人口



4 産 業

J R 筑前前原駅を中心とした市街地は、江戸時代に唐津街道の宿場町として栄え、糸島地域の政治、経済、文化、交通の中心地として発展してきました。しかし、商工業の中心となる大規模な工場や研究所などは、他市と比較すると立地が少ない状況です。

今後は、九州大学との連携活動から展開される研究施設や関連企業の立地、交通網の整備、人口集積を生かした産業などの立地を促進して、市民の雇用創出および所得向上を図り、地域経済の活性化を進めていくことにしています。

観光客については、福岡県内からの入込客数が大部分を占めています。市内には宿泊施設が少ないことから、観光客の大半は日帰り客で構成されています。しかしながら、ゲストハウス等の新規オープンにより、宿泊客数についても増加しています。

一方、本市における農業は古くから盛んで、特に水稻、イチゴ、ミカン、畜産、花きなどは本市を代表する主要品目となっており、市の基幹産業として重要な役割を担っています。市内で生産された農産物は、市内 18 か所の地元農産物直売所でも販売されており、市

内外からの買い物客で賑わっています。

漁業については、天然マダイの水揚げ高が8年連続で日本一になるなど盛んで、ほかにもイカなどの多種多様な魚介類が漁獲されています。カキは、冬場のカキ小屋が糸島の風物詩となるほど盛んで、多くの人を訪れます。また、「特鮮 本鱈」「天然はまぐり」なども特産品となっています。

5 土地利用

本市の面積を農用地や森林、宅地、その他の用途別にみると、下図のとおりです。

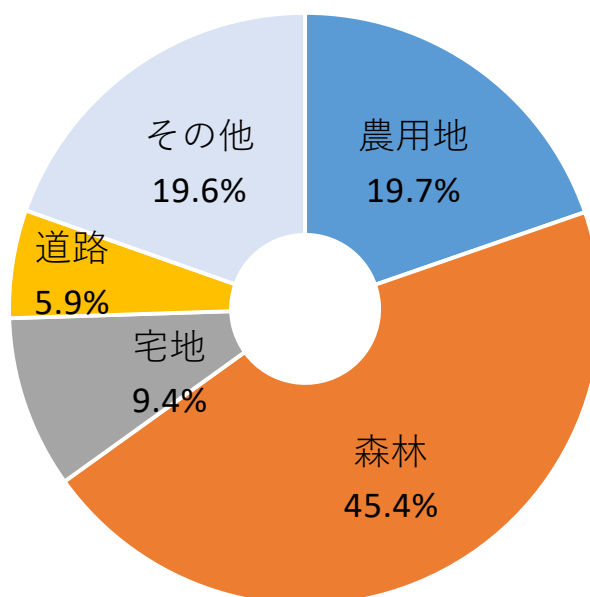
土地は、個人の貴重な財産であるとともに市民生活や産業振興の根幹となるものであるため、本市では国土利用計画を策定し、県国土利用計画と調整を図りながら、計画的にバランスの取れた土地利用を進めていくこととしています。

また、農業上の土地利用については、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図るべき農用地区域（4,674ha）では、農振農用地（田・畑・採草放牧地等）（3,972ha）及び農業用施設用地（128ha）、その他（574ha）に用途を区分し、優良農地を確保・保全するとともに農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施しています。

糸島市の総面積

（第2次糸島市国土利用計画 基準年次；令和元年）

区 分		面積 (ha)	構成 (%)
農用地		4,254	19.7
森 林		9,796	45.4
宅 地		2,022	9.4
道 路		1,272	5.9
その他		4,226	19.6
内 訳	原 野	30	0.1
	水面・河川・水路	641	3.0
	その他	3,555	16.5
合 計		21,570	100.0



※この表の農用地とは、第2次糸島市国土利用計画で定義する農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計です。

第2節 本市の農畜産業の現状(各種統計資料)

最新の農林業センサスの結果によると、農家数は平成22年から令和2年の10年間で638戸減少しています。これは、平成17年から平成27年の減少数(516戸)を超えるペースです。一方で法人化している経営体は増加傾向であり、販売額1,000万円以上の経営体も微増しており、農業経営が集約されている傾向であると考えられます。

ただし、農業従事者数についても、平成12年からの20年間で55%以上減っており、減少に歯止めがかからない状況です。これからも新規就農希望者への支援など農業後継者の育成に努める必要があります。

(1) 主要指標の年次別推移(農林業センサス、住民基本台帳、市町村別農業算出額※)

主 要 指 標	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	増減率 (R2/H27)
糸島市総人口(人)	96,079	99,462	100,551	99,877	101,665	1.8%
糸島市総世帯数(戸)	29,607	32,958	36,432	39,174	42,915	9.5%
農 家 数(戸)	2,870	2,661	2,425	2,145	1,787	-16.7%
(県 戸 数)	81,849	75,105	61,981	52,704	41,351	-21.5%
農業従事者数(人)	7,425	6,203	5,203	4,158	3,206	-22.9%
(県 人 数)(人)	186,400	153,155	114,399	86,374	64,179	-25.7%
法人化している経営体数(経営体)	12	37	36	44	57	29.5%
(県経営体数)(経営体)	125	509	531	676	871	28.8%
経営耕地面積(ha)	4,015	3,634	3,577	3,536	3,291	-6.9%
(県 面 積)(ha)	78,112	72,358	67,789	68,316	61,154	-10.5%
農業産出額(億円)	164.3	163.5	未公表	167.1	-	-
(県 産 出 額)(億円)	2,388	2,236	2,168	2,191	-	-
農業就業人口1人当たり農業産出額(千円)	3,355	3,857	-	5,624	-	-
(県 産 出 額)(千円)	2,159	2,353	3,184	3,847	-	-
経営耕地2ha以上農家(戸)	540	484	430	403	363	-9.9%
(県 戸 数)(戸)	8,024	7,933	6,680	6,863	6,233	-9.2%
販売額1,000万円以上農業経営体(戸)	414	406	340	338	340	0.6%
(県 戸 数)(戸)	4,641	4,765	3,665	3,935	3,850	-2.2%

※農業産出額は、平成17年までが「農業生産所得統計」、平成27年が「市町村別農業産出額(推計)」、平成22年、令和2年は公表データなし。

(2) 県内農業に占める割合

主要指標	実数	県内農業に占める割合
農家数	1,787戸	4.3%
自営農業従事者数	3,206人	5.0%
法人化している経営体数	57経営体	6.5%
経営耕地面積	3,291 ha	5.4%
販売額1,000万円以上農業経営体	340戸	8.8%

(3) 農家数の推移

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		増減率 (R2/H27)
農家数(戸)	2,870		2,661		2,425		2,145		1,787		-16.7%
販売農家(戸)	2,403	83.7%	2,027	76.2%	1,741	71.8%	1,523	71.0%	1,270	71.1%	-16.6%
自給的農家(戸)	467	16.3%	634	23.8%	684	28.2%	622	29.0%	517	28.9%	-16.9%

(4) 自営農業従事者数(自営農業に従事した世帯員数)の男女構成比

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		増減率 (R2/H27)
総数(人)	7,425		6,203		5,203		4,158		3,206		-22.9%
男性(人)	3,910	52.7%	3,295	53.1%	2,731	52.5%	2,211	53.2%	1,749	54.6%	-20.9%
女性(人)	3,515	47.3%	2,908	46.9%	2,472	47.5%	1,947	46.8%	1,457	45.4%	-25.2%

(5) 自営農業従事日数別農業従事者数(自営農業に従事した世帯員数)

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		増減率 (R2/H27)
総数(人)	7,425		6,203		5,203		4,158		3,206		-22.9%
60日未満(人)	—		—		1,557	29.9%	1,038	25.0%	844	26.3%	-18.7%
60~249日(人)	—		—		1,986	38.2%	1,545	37.2%	987	30.8%	-36.1%
250日以上(人)	—		—		1,660	31.9%	1,575	37.9%	1,375	42.9%	-12.7%

(6) 年齢階層別の農業従事者数（自営農業に従事した世帯員数）

	糸島市				福岡県				国			
	男	女	計	割合	男	女	計	割合	男	女	計	割合
15～19歳	17人	18人	35人	1.1%	443人	293人	736人	1.1%	15,073人	9,451人	24,524人	1.0%
20～24歳	35人	15人	50人	1.6%	684人	365人	1,049人	1.6%	24,631人	12,612人	37,243人	1.5%
25～29歳	44人	26人	70人	2.2%	900人	447人	1,347人	2.1%	34,844人	16,836人	51,680人	2.1%
30～34歳	69人	51人	120人	3.7%	1,169人	588人	1,757人	2.7%	48,558人	23,850人	72,408人	2.9%
35～39歳	105人	50人	155人	4.8%	1,545人	890人	2,435人	3.8%	60,883人	32,377人	93,260人	3.7%
40～44歳	124人	86人	210人	6.6%	1,800人	1,094人	2,894人	4.5%	72,018人	41,225人	113,243人	4.5%
45～49歳	83人	77人	160人	5.0%	1,850人	1,376人	3,226人	5.0%	77,485人	51,734人	129,219人	5.2%
50～54歳	99人	76人	175人	5.5%	2,191人	1,750人	3,941人	6.1%	81,328人	64,996人	146,324人	5.9%
55～59歳	130人	126人	256人	8.0%	2,938人	2,547人	5,485人	8.5%	113,097人	99,900人	212,997人	8.5%
60～64歳	204人	194人	398人	12.4%	3,990人	3,559人	7,549人	11.8%	158,379人	144,616人	302,995人	12.2%
65～69歳	280人	235人	515人	16.1%	5,499人	4,634人	10,133人	15.8%	211,831人	180,410人	392,241人	15.7%
70～74歳	243人	200人	443人	13.8%	5,159人	4,095人	9,254人	14.4%	198,282人	151,891人	350,173人	14.0%
75～79歳	122人	119人	241人	7.5%	3,457人	2,948人	6,405人	10.0%	129,943人	113,068人	243,011人	9.7%
80～84歳	113人	100人	213人	6.6%	2,431人	2,148人	4,579人	7.1%	99,424人	85,662人	185,086人	7.4%
85歳以上	81人	84人	165人	5.1%	1,785人	1,604人	3,389人	5.3%	72,821人	66,197人	139,018人	5.6%
計	1,749人	1,457人	3,206人		35,841人	28,338人	64,179人		1,398,597人	1,094,825人	2,493,422人	

(7) 後継者の確保状況別経営体

	計	後継者を確保している				経営開始・継承直後のため5年以内に農業経営を引き継がない		確保していない				
		小計	親族	親族以外の経営内部の人材	経営外部の人材							
糸島市	1,326	276	262	19.8%	8	0.6%	6	0.5%	119	9.0%	931	70.2%
福岡県	28,375	6,941	6,556	23.1%	306	1.1%	79	0.3%	1,210	4.3%	20,224	71.3%
国	1,075,580	262,258	250,141	23.3%	8,709	0.8%	3,408	0.3%	49,056	4.6%	764,266	71.1%

年齢階層別の従事者数は、15～49歳の割合が25.0%と国・福岡県の同年代の割合20.9%より高い傾向にありますが、一番多い年齢層は65～69歳であり若年層の育成が課題と言えます。

それぞれの経営体が考える後継者についても7割以上が確保できていない状況です。これは、今後5年以上継続して営農を行う意欲の表れとも考えられますが、長期的な視野で経営継承を考え、後継者育成に力を入れてもらうよう促す必要があります。

(8) 組織形態別経営体数

	合 計	法 人 化 し て い る						
		計	農事組合 法人	会 社				
				小 計	株式会社	合名・合 資会社	合同会社	相互会社
糸島市	1,326	57	12	41	41	-	-	-
福岡県	28,375	871	332	450	434	-	16	-
国	1,075,580	30,700	7,329	19,972	18,937	168	867	-

	法 人 化 し て い る					地方公共 団体・財 産区	法人化し ていない	個人経営体
	各 種 団 体				その他の 法人			
	小 計	農 協	森林組合	その他の 各種団体				
糸島市	4	4	-	-	-	-	1,269	1,264
福岡県	79	72	2	5	10	-	27,504	27,239
国	2,075	1,698	19	358	1,324	143	1,044,737	1,037,231

(9) 主副業別経営体数

	計	主 業	65歳未満の 農業専従者 がいる	準主業	65歳未満の 農業専従者 がいる	副 業 的
福岡県	27,239	6,955	6,212	3,404	1,337	16,880
国	1,037,231	230,844	201,505	142,528	56,004	663,859

(10) データを活用した農業を行っている経営体数

	計	データを活用した 農業を行っていない		デ ー タ を 活 用 し た 農 業 を 行 っ て い る						
				小計	データを取得 して活用		データを取得・ 記録して活用		データを取得・ 分析して活用	
糸島市	1,326	1,030	77.7%	296	161	12.1%	108	8.1%	27	2.0%
福岡県	28,375	23,549	83.0%	4,826	2,904	10.2%	1,605	5.7%	317	1.1%
国	1,075,580	893,004	83.0%	182,576	108,875	10.1%	61,744	5.7%	11,957	1.1%

組織形態では、ほとんどの経営体（95.7%）が法人化していません。法人化している経営体については、国・県と比較すると株式会社が多い傾向にあります。

データの活用に関しては、国・県よりわずかですが高い傾向にあり、効率的かつ効果的な経営を行うための意欲が高いと考えられます。早い時期からのデータの蓄積で詳細な分析が可能になるため、データを活用する経営体を増やすことは今後より重要になると考えられます。

(11) 農産物販売金額規模別経営体数

	糸島市		福岡県		国	
	経営体数	割合	経営体数	割合	経営体数	割合
販売なし	57	4.3%	2,072	7.3%	97,471	9.1%
50万円未満	211	15.9%	8,021	28.3%	287,068	26.7%
50万円以上100万円未満	184	13.9%	4,618	16.3%	175,812	16.3%
100万円以上300万円未満	273	20.6%	4,944	17.4%	212,820	19.8%
300万円以上500万円未満	121	9.1%	2,184	7.7%	83,412	7.8%
500万円以上1,000万円未満	140	10.6%	2,686	9.5%	91,753	8.5%
1,000万円以上3,000万円未満	243	18.3%	2,918	10.3%	86,141	8.0%
3,000万円以上5,000万円未満	44	3.3%	517	1.8%	20,122	1.9%
5,000万円以上1億円未満	29	2.2%	258	0.9%	13,119	1.2%
1億円以上2億円未満	15	1.1%	88	0.3%	4,269	0.4%
2億円以上3億円未満	8	0.6%	31	0.1%	1,332	0.1%
3億円以上5億円未満	0	0.0%	11	0.0%	935	0.1%
5億円以上	1	0.1%	27	0.1%	1,326	0.1%
合計	1,326		28,375		1,075,580	

(12) 農産物出荷先別経営体数

	農産物の販売をした実経営体数		農協		農協以外の集出荷団体		卸売市場		小売業者		食品製造業・外食産業	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
糸島市	1,269		903	48.4%	109	5.8%	161	8.6%	102	5.5%	90	4.8%
福岡県	26,303		19,185	52.2%	2,876	7.8%	3,301	9.0%	3,032	8.3%	1,059	2.9%

	消費者に直接販売		自営の農産物直売所		その他の農産物直売所		インターネット		その他の方法		その他	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
糸島市	425		73	3.9%	341	18.3%	14	0.7%	56	3.0%	77	4.1%
福岡県	5,535		1,093	3.0%	3,141	8.6%	185	0.5%	1,755	4.8%	1,737	4.7%

1,000万円以上の販売額がある経営体は全体の25.6%であり、福岡県13.6%、国11.8%と比較すると高い傾向にあります。

農産物出荷先の割合では、農産物直売所が高い傾向にあることから、市内直売所での売上げが販売額にも反映していると考えられます。

今後はインターネットなどさまざまな販売方法を検討することで、より収益を増加することができると考えられます。

(13) 米・麦・大豆作付面積（令和2年産）

品目	品種	作付面積(ha)
米	ヒノヒカリ	857.0
	夢つくし	272.2
	山田錦（酒造用）	190.2
	コシヒカリ	136.0
	にこまる	130.5
	元気つくし	81.5
	ミルキークィーン	44.6
	もち米	23.1
	実りつくし	5.2
	つくしろまん	4.9
	赤米・紫黒米	2.9
	その他	12.7
	計	1760.8
麦	小麦	525.2
	大麦	467.6
	計	992.8
大豆	大豆	84.8

資料：水稻生産実施計画書から集計

米・麦・大豆を主とする土地利用型農業では、需要に応じた新たな品種導入や品質の向上などの売れる米・麦・大豆づくり、農地中間管理事業による農地集積と生産規模の拡大、生産技術向上による収量向上や生産コストの低減などが課題です。

米は、ヒノヒカリや夢つくしなどの主食用米のほか酒造用米の山田錦などさまざまな品種を生産しています。令和2年は1,760ha作付けしましたが、平成27年と比較すると55ha減少しています。

麦は、ビール等の原料となる大麦、麺やパン等の原料となる小麦が生産されており、令和2年は992ha作付けされ、平成27年と比較すると98ha増加しています。

(14) 主な果樹作付面積・収穫量（平成30年産）

品目	作付面積(ha)	収穫量(t)
うんしゅうみかん	26.7	177.3
かき	2.4	61.1
もも生食用（加工兼用種を含む）	1.5	6.7
キウイフルーツ	1.2	14.0
生食用ぶどう	0.6	3.8
びわ	0.3	4.0

資料：品種別生産動向調査

(15) 主な野菜作付面積・収穫量（平成30年産）

品目	作付面積(ha)	収穫量(t)
ブロッコリー	122	1,139
キャベツ	73	2,976
ねぎ	66	643
いちご	26	1,131
きゅうり	20	2,024
トマト	8	562
だいこん	5	470
レタス	4	77
なす	2	137

資料：福岡県農業統計調査

(16) 主な花き（切り花類）作付面積・出荷量（平成30年産）

品目	作付面積(a)	出荷量(1,000本)
きく	2,170	7,400
トルコギキョウ	335	1,081
ばら	235	1,520
洋ラン類	230	250
ゆり	55	125

資料：福岡県農業統計調査

(17) 畜産農家及び家畜飼養数（令和2年2月現在）

畜種	農家数(戸)	飼養頭羽数(頭、羽)
乳用牛	23	2,140
肉用牛	20	1,688
豚	11	22,232
採卵鶏	11	265,759
ブロイラー	6	108,734
合計	71	400,553

資料：家畜飼養頭羽数調査

(18) 諸外国との食料自給率（カロリーベース）の比較（％）

国・県名	1961年 昭和36年	1998年 平成10年	2017年 平成29年
アメリカ	119	131	131
カナダ	102	158	255
ドイツ	67	96	95
スペイン	93	93	83
フランス	99	140	130
イタリア	90	77	59
オランダ	67	70	70
スウェーデン	90	93	78
イギリス	42	77	68
スイス	60 (1996年)	56	52
オーストラリア	204	281	233
韓国	80 (1970年)	54	38
ノルウェー（参考）	48 (1970年)	53	50
台湾（参考）	56 (1984年)	37	32
日本	78	40	38
福岡県	—	21	20

資料：農林水産省 HP 「世界の食料自給率」

(19) 諸外国の国民1人・1日当たり供給栄養量（2017年）（試算）

国名	熱量			タンパク質			脂質		
	合計 (kcal)	比率(%)		合計 (g)	うち動物性 (g)	比率(%)	合計 (g)	うち油脂類 (g)	比率(%)
		動物性	植物性						
アメリカ	3591	29	71	111.7	73.7	66	166.9	85.0	51
カナダ	3362	26	74	99.3	50.9	51	152.9	78.1	51
ドイツ	3302	33	67	100.8	62.3	62	147.8	66.8	45
スペイン	3096	28	72	103.8	65.1	63	149.0	81.1	54
フランス	3389	35	65	107.9	66.8	62	157.1	58.5	37
イタリア	3403	26	74	104.2	55.9	54	151.3	82.4	54
オランダ	3083	35	65	102.5	68.1	66	129.1	49.6	38
スウェーデン	3051	35	65	104.3	67.6	65	134.7	49.8	37
イギリス	3252	30	70	101.0	57.6	57	140.5	57.5	41
スイス	3231	33	67	92.8	57.1	62	149.0	59.7	40
オーストラリア	3144	32	68	102.8	67.7	66	152.9	68.1	45
日本	2439	22	78	78.9	43.8	56	80.7	38.7	48

資料：農林水産省 HP 「世界の食料自給率」

第3章 前計画の総括

第1節 食料

【現状と課題】

食をめぐる市場において、食の外部化・加工技術の向上などにより、季節や生産地を問わずにさまざまな食材が入手可能となり、私たちの食生活は飛躍的に豊かになりました。

しかし、ライフスタイルの変化等により「食(消費)」と「農(生産)」の距離が開き、社会情勢の変化と相まって、食品の不正表示や食材偽装、輸入農産物や加工食品からの残留農薬や薬物混入など、消費者の食に対する安全を脅かす大きな社会問題も起こっています。

農産物や食品は、消費者の低価格指向と食の外部化・簡素化により安価な海外の農畜産物や加工品の輸入が増加しました。また、パンや麺類、油脂類を多く含む欧米型などの食生活に変化してきたことで、食料の多くを輸入に頼っています。

このような状況の中で、市民一人ひとりが心身ともに豊かで健康な人生を送るためには、地域で生産される、安全で安心な農畜産物等を選び、健康づくりや食に対する正しい知識を身につけるため、食育の推進がより重要となっています。

【前計画で設定した主な指標の実績】

内 容	当初数値(H27)	実績値(R1)	目標数値 (R2)
ふくおかエコ農産物認証制度要綱により福岡県知事が認定した農家数	28 戸	23 戸	30 戸
市内直売所の年間売上額	53 億円	62 億円	55 億円
学校給食における地場産品の使用割合	39.1%	42.6%	44.0%
地産地消応援団の飲食店等における地場産品の使用割合	80%	67%	80%
地産地消を意識し購入している人の割合	69.5%	73.1%	72.0%

【総括】

減農薬栽培や環境保全型農業など安全・安心な農産物を求める消費者に対応するため「ふくおかエコ農産物認証制度」の取得などの推進を図ってきました。しかし、GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）認証制度の取得に移行したため、令和元年度に取得している農家は23戸と目標（30戸）に達しませんでした。

消費者の食の安全性に対する関心の高まりや流通形態の多様化により、市内の農産物直売所全体の年間売上額は62億円となり、目標（55億円）を達成し増加傾向にあります。

ただし、市内18直売所それぞれの売上で比較すると10直売所で平成30年度から減少しており、今後も直売所のPRやイベントに係る費用への補助事業などを行い小規模直売所への支援を継続する必要があります。

学校給食における地場産品の使用割合の向上については、生産者、直売所、学校などで組織する「学校給食地産地消推進検討会議」を開催し、それぞれの課題の解決のための協議を行いました。

令和元年度は42.6%と徐々に目標（44%）に近づいていますが、学校ごとで比較すると地場産品の使用割合の高い学校と低い学校で大きな開きがあります。また、生産者の高齢化などにより納入が負担となり安定供給が難しい状況など、学校給食へ納入するシステムの構築など課題の解決が必要です。

また、第1次糸島市長期総合計画後期基本計画において小・中学生の朝食摂取率を目標数値として定め、学校での食育の推進を図ってきました。小学6年生93.0%、中学3年生92.6%（令和元年度）と目標（100%）には達しませんでした。成長期の子どもの健全な発達のためには、良好な食習慣の確立が重要であり、今後も家庭・学校・地域と連携し、食生活・栄養に関する正しい知識の浸透と実践を進めていきます。

第2節 農業

【現状と課題】

本市の農業は、糸島平野を中心に豊穡な大地と対馬暖流の影響による温帯型気候のもと、古くから発展してきました。現在は水稻を基幹作物に、麦や大豆、野菜、花き、果樹、畜産の生産が盛んで、食料供給基地としての役割を果たしています。

しかし、社会情勢の変化と高齢化などの影響で農家人口は減少し、農業の担い手不足が進んでいます。本市においても、耕作放棄地の増加や農業経営におけるさまざまな問題が生じています。また、海外の安価な農畜産物の輸入が増えており、国内産価格が低迷している状況です。

これからの農業を力強く持続可能なものに発展させるには、多様な担い手の育成・確保が必要です。大規模農家から小規模農家、法人経営や家族経営、女性や高齢者、障がいのある人などさまざまな人材が活躍できる農業を推進していく必要があります。

また、本市の農業資源に九州大学などの「知力」を生かし、農業現場での課題の解決に向け「産・学・官」や「農・商・工」の連携による新たな農業の展開を図る必要があります。

【前計画で設定した主な指標の実績】

内 容	当初数値(H27)	実績値(R1)	目標数値(R2)
糸島市の販売農家戸数 (農林業センサス)	1,523 戸	1,270 戸	1,446 戸
市が認定した農業経営改善計画 の認定経営体数	372 経営体	372 経営体	380 経営体
新規就農者数（平成 22 年度以 降）	83 人	144 人	150 人
農業女性グループ等が実施する 消費者との交流事業数	8 事業	16 事業	9 事業
「アグリコロボいとしま」を 主体とした連携事業数	8 事業	4 事業	8 事業

【総括】

農業経営基盤強化促進基本構想で示している農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、計画的に経営の改善を進めようとする農業者を「認定農業者」として認定し、育成・支援を行ってきました。前計画期間には、27 経営体を新規に認定しましたが、高齢や後継者不在などの理由により既存の認定農業者のうち 27 経営体が更新できず経営体数は増減がありませんでした。

認定農業者の平均年齢は 57 歳（令和 2 年 3 月末）ですが、70 歳以上が 62 人となっています。今後、高齢化はより進展し、離農する人が増加すると予測されることから、新規就農者の育成や家族経営協定締結による家族間の技術継承や後継者育成など農業就業人口の確保に関する取組も実施しました。

新規就農者数は、令和元年度 144 人と目標（150 人）に近づきました。また、家族経営協定についても、令和元年度までに 82 件締結しており、おおむね目標（85 件）に達しています。

担い手不足を解消し農業就業人口を確保するには、安定的な経営の確立が重要です。競争力のある産地づくり、高品質で高収量、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大や「半農半 X」など多様な人材による活躍など経営できる農業を目指す必要があります。

「アグリコラボいとしま」での連携など九州大学などの知的資源の活用を図りましたが、令和元年度は 4 事業と当初目標の連携事業数（8 事業）には達しませんでした。今後は、スマート農業など次世代型の農業支援サービスの導入を進めるため、より一層連携を深めることが重要です。

第3節 農村

【現状と課題】

農村は、食料を安定供給する基盤であり、豊かな資源と自然環境に恵まれ、景観の形成や風習、文化の伝承など、私たちの生活に大きな恵みをもたらします。

特に、農村の大半を占める「田」は、雨水を溜めて洪水を防止し、水源かん養の役割を果たすほか、大気や水の浄化など多面的な機能を果たしています。これは、都市部に住む住民も含めたすべての人の生活や暮らしを守る貴重な役割を果たしています。

これら多様な農村の資源は、あらゆる世代の人の心を癒し、ゆとりや潤い、安らぎの体験の場として、貴重な市民共有の財産となっています。このような農村の豊かな資源を、市民みんなで育み次世代へ継承していく必要がありますが、農村、特に中山間地域では、少子高齢化・人口減少が進行しています。農村の活性化を図るには、農村の持つ価値や魅力を市内外へ発信しながら、地域の住民に加えて関係人口など多様な人材も含めた幅広い主体の参画が重要です。

【前計画で設定した主な指標の実績】

内 容	当初数値(H27)	実績値(R1)	目標数値 (R2)
「多面的機能支払交付金事業」 や「中山間地域等直接支払事 業」に取り組む組織数	89 組織	98 組織	93 組織
耕作放棄地の再生利用面積 (耕作放棄解消面積)	6 ha	23.32ha	48ha
イノシシ、サル等による 農業被害額の減少	被害額 7,700 万円	被害額 2,394 万円	被害額 5,400 万円
稲わらとたい肥の交換による畜 産 たい肥施用面積の拡大	49.9ha	57.7ha	52.4ha
ファームパーク伊都国の 年間施設利用者数	53,754 人	41,588 人	58,300 人

【総括】

農道や里山等を保全するなど地域活動を維持するため、多面的機能支払交付金事業や中山間地等直接支払制度に取り組む組織が5%増加することを目標に加入を推進してきました。令和元年度の取組組織数は当初数値から10%増の98組織となり、目標値に達しています。農地を保全するだけでなく、農村の維持を図るため、今後も取組組織数を維持・増加させる必要があります。

農業従事者の高齢化や後継者不足等により、耕作されない農地が発生しています。また、イノシシやサル等の鳥獣による農産物被害も多く、耕作放棄地が発生する要因の一つとなっています。こうした耕作放棄地の再生について、平成30年度までは、国の耕作放棄地再生利用交付金に市費を上乗せして実施していましたが、令和元年度から国県の補助事業が廃止されたため、市単独の補助事業で実施しました。目標値には達していませんが、令和元年度までに23.32haが再生されました。

鳥獣被害については、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業などの取組により令和元年度は当初の目標数値(5,400万円)よりも3,000万円以上減るなど近年は減少傾向にありましたが、令和2年度は増加に転じるなど、被害額は年により増減しています。

資源循環の推進については、稲わらとたい肥交換による「畜産たい肥」の施用面積を数値目標に取り組みました。令和元年度は57.7haまで施用面積が拡大し当初から約15%増加、目標値(52.4ha)に達しています。その他、地球温暖化防止や生物多様性保全などに貢献する農業者に対して支援を行う環境保全型農業直接支払事業の取組面積も当初から約25%増加し、67.1haまで拡大しました。

都市(消費者)と農村(生産者)をつなぐ「糸島キッズファーム事業」など体験型農業の実施により、観光客の滞在時間の延伸や農業・農村の役割などの周知を図り、また、糸島市農業公園「ファームパーク伊都国」では、交流体験イベントを実施するとともに、ホームページなどでイベント情報を発信し、利用者数の増加に努めるなど、グリーンツーリズムの取組を推進しました。

第4章 目標とする食料・農業・農村像

基本条例ならびに本計画、また、第2次糸島市長期総合計画や本市の食料・農業・農村の現状と課題を踏まえ、市民にとって望ましい本市の食料・農業・農村像について、次のように設定します。

1 食料像

『糸島産で健康な食生活が実践されるまち』

安全で安心できる食料を安定的に生産し、供給することにより、糸島産の食料に対する市民の信頼を確保するとともに、地産地消と食育を推進し、糸島産で健康な食生活が実践されるまちを目指します。

2 農業像

『優れた経営感覚を目指す農業者による持続的な農業が展開されるまち』

農地や農業用水、その他の農業資源の整備、ITやロボットなど先端産業の活用、多様な担い手を確保し、これらを効果的に組み合わせた創意と工夫あふれる農業の振興を図ることで収益性の高い農業経営を確立し、優れた経営感覚を目指す農業者による持続的な農業が展開されるまちを目指します。

3 農村像

『農村が有する多面的な機能の発揮で豊かな市民生活を創造するまち』

良好な景観の形成や水源のかん養、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承など、自然と人間との共生の場として農村を整備し、保全することによって、農村が有する多面的な機能がさらに発揮され、豊かな市民生活を創造するまちを目指します。

第5章 基本的施策の概要

基本条例第7条で定める10項目の基本的施策に対する施策は、下記のとおりです。

第6章に主な取組や数値目標、第7章に各主体それぞれの行動指針について掲載しています。

基本的施策		施策	
1	多様な担い手の育成確保、産地育成、農業経営の確立	1	多様な担い手の育成と人材活用
		2	収益性の高い農業経営の確立と産地育成、スマート農業の推進
		3	新規就農の促進・支援
2	地域で生産される食料の信頼の確保	1	安全で安心できる農畜産物生産の支援
3	生産基盤の維持、保全等による農村が有する多面的な機能の発揮	1	農村集落の活性化
		2	優良農地の保全
4	農業の資源循環機能の維持及び環境保全	1	環境保全型農業の推進
		2	バイオマス利活用の取組の推進
5	地産地消の推進	1	地域食材の利用促進、地産地消のPR
		2	特産品づくりの支援や加工所・生産組織の育成推進
6	食育の推進	1	家庭・地域における食育の推進
		2	小・中学校における食育の推進
		3	学習・体験活動による食育の推進
		4	食文化の継承と国際交流の推進
7	グリーンツーリズムの推進及び農業公園の果たす役割	1	グリーンツーリズムの推進
		2	糸島市農業公園「ファームパーク伊都国」を拠点とした事業の展開
8	女性農業者が持つ力の発揮	1	女性農業者及び女性農業組織の活動支援
		2	女性農業者の各種農業施策への参画の推進
		3	家族経営協定の締結推進
9	九州大学を始めとする産・学・官の連携	1	連携協定締結大学等との事業の展開
		2	特産品等調査研究事業の実施
10	農力を育み、発揮する取組の情報発信	1	農力への理解を進める情報の発信

第6章 基本的施策の主な取組

第1節 多様な担い手の育成確保・産地育成・農業経営の確立

施策（1）多様な担い手の育成と人材活用

①現状と課題

- ◎他産業並みの所得を確保するため効率的・安定的な農業経営を目指す農業者を、「認定農業者」として372経営体（令和2年3月末）を認定しています。認定農業者の経営の安定・拡大を図るため、省力化となる施設や機械の導入に対して補助事業などの支援を実施しています。
- ◎認定新規就農者が次のステップとなる認定農業者の認定を受けるため、経営改善に向けた指導などを実施しています。
- ◎農業者は減少傾向にあり、農業の効率化・省力化を図り、担い手に集積しなければ、持続的な発展につながりません。労働環境を改善しつつ、儲かる農業の推進により担い手を確保するとともに組織型・雇用型農業の推進が求められています。
- ◎その一方、中山間地域での農業を安定的に維持していくためには、小規模農家や集落営農をはじめとした多様な経営体による農業経営への参画が必要となっています。
- ◎また、意欲のある小規模農業者や高齢農業者が、その知識と技能を生かし、生きがいを持って活動することが求められています。

②取組の方向性

- 農地や経営資源を担い手に集約するよう進めるとともに、労働環境の改善と収益性の高い農業への展開を図ります。
- 女性、高齢者、障がいのある人、外国人など多様な人材の積極的な活用を図ります。
- 集落営農組織等、集団による営農継続のための支援を行います。

③主な取組

- ・本市の農業の担い手の中核と位置付ける認定農業者の育成・支援
- ・担い手の経営力向上のための各種人材育成支援
- ・「農業・農村」「福祉（障がい者等）」の双方の課題解決を図る取組である「農福連携」の推進
- ・多様な人材の確保による雇用型農業の推進支援
- ・農地中間管理事業などによる農地の集約の促進

④数値目標 (KPI)

内 容	現状数値(R1)	目標数値 (R7)	担当課
認定農業者数の減少抑制 (R7 推計値 350 経営体)	372 経営体	362 経営体	農業振興課
認定新規就農者から認定農業者 に認定された人数 (計画期間中 累計)	13 人	13 人	農業振興課
農用地のうち認定農業者等に利 用集積される農用地の面積割合	57%	60%	農業振興課

⑤関連する SDGs の目標



⑥関連計画

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

施策（２）収益性の高い農業経営の確立と産地育成、スマート農業の推進

①現状と課題

- ◎本市の基幹的農業従事者数は3,440人（平成12年）から2,197人（令和2年）と20年間で1,243人（36.1%）減少しています。また、基幹的農業従事者の平均年齢も58.8歳（平成12年）から64.3歳（令和2年）と20年間で5.5歳上昇と高齢化が進んでいます。
- ◎農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっています。
- ◎高齢化や人口減少、担い手への農地の集積に対応するためには、省力化、自動化による農業のスマート化が求められています。
- ◎スマート農業用機械導入に対応するため、JA糸島により、市内の優良農地をカバーできるRTK基地局が設置されました。
- ◎建設資材の高騰による施設建設コストの上昇、輸入飼料価格の高騰、農業用機械価格の上昇、大型化している台風や豪雨による被害から施設を守る対策等、今後も経営を圧迫するコストの上昇が続くと予想されます。

②取組の方向性

- 農作業の省力、自動化を進め、新規就農者の確保や栽培技術力の継承などを促進するため、スマート農業の導入を支援します。
- 作物の高品質化や収益性の高い品種への転換や重点品目の産地強化に対する支援を行います。
- 園芸施設の長寿命化のための施設整備により、新設にかかるコストを低減し、耐用年数の向上を図ります。
- JA糸島、福岡普及指導センター等関係機関と緊密に連携し、営農支援を行います。
- 農業経営のコストを抑え、安定した農畜産物の生産ができるよう支援を行います。

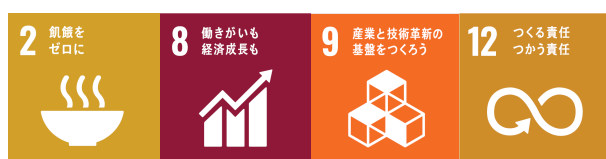
③主な取組

- ・国県や市の補助制度によるスマート農業や新技術などの機械・施設の導入及び技術向上等人材育成に関する支援の実施
- ・農業者に対し各種補助制度の内容や機械・施設の導入事例などの情報提供の実施

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
農業就業人口一人当たりの農業産出額	536.5 万円	575.6 万円	農業振興課
販売金額が年間 1,000 万円以上の農業経営体数	340 経営体	350 経営体	農業振興課
スマート農業機械・施設の導入件数（累計）	0 件	20 件	農業振興課

⑤関連するSDGsの目標



施策（3）新規就農の促進・支援

①現状と課題

- ◎本市の知名度が向上したことなどにより、就農希望者が増加しており、新規就農者数は平成22年度からの累計が144人（令和2年3月末）となっています。
- ◎チャレンジ農業者等育成事業や農業研修生を受け入れるまちづくり事業を活用し新規就農者を確保するとともに、就農間もない認定新規就農者に対して「農業次世代人材投資事業」を活用し、定着を推進しています。
- ◎就農形態が多様化する中で、意欲ある若者などの就農促進や就農後の定着のため、関係機関と連携しながら、担い手の育成に取り組みます。

②取組の方向性

- 市が実施する事業を見直し、より就農にチャレンジしやすい取組を検討します。
- 就農形態が多様化する中で、意欲ある若者などの就農を促進するため、関係機関と連携しながら、後継者の育成に取り組みます。

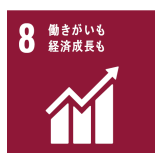
③主な取組

- ・各種事業による新規就農者の定着に向けた支援の実施
- ・遊休農地、ビニールハウス、農業用機械の未利用状況を把握し、新規就農者とマッチングする仕組みの構築
- ・農業経営や栽培技術の習得及び向上を図るため「新規就農者ネットワーク会議」で実施する研修や交流事業の支援
- ・JA糸島、福岡普及指導センター等関係機関と連携し農業希望者や新規就農者を対象とした研修カリキュラムの実施
- ・半農半Xへの取組支援や移住支援担当課との連携による農村集落の担い手確保
- ・多様な担い手の確保と人材活用を図るための地域の魅力や就農への取組に関するPR動画の作成

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
新規就農者数（累計）	13人/年	64人	農業振興課
農業研修生を受け入れるまちづくり事業による研修生数（累計）	0人	10人	農業振興課

⑤関連するSDGsの目標



第2節 地域で生産される食料の信頼の確保

施策（1）安全で安心できる農畜産物生産の支援

①現状と課題

- ◎地球温暖化防止や生物多様性保全などに貢献する環境に配慮した農家・農業者団体を支援するため、環境保全型農業直接支払事業により支援を行い、5団体26人が67.07haの面積で取り組みました。
- ◎食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、国はすべての農薬、飼料添加物、動物用医薬品について、残留基準を設定しています。
- ◎残留農薬が基準値を超えていた場合、産地やブランド等の信用の失墜や風評被害などにより、影響は甚大となります。福岡県内でも基準値を大きく上回る生産物が販売される農薬事故が起こり、農産物の安全安心への信頼が大きく損なわれました。
- ◎世界中で家畜伝染病がまん延し、日本国内でも豚熱、高病原性鳥インフルエンザの感染が拡大し、大量に殺処分が行われ、農業者の経営破綻、流通の混乱等の経済的な打撃を受けました。
- ◎畜産業が盛んな本市においては、福岡都市圏であり空港や港に近く、今後も家畜伝染病に対する厳重な警戒が必要です。

②取組の方向性

- 環境保全型農業直接支払事業に取り組む農家・農業者団体の維持・拡大を図ります。
- 県やJA糸島などと連携し、農業者の安全安心の意識向上を行い、農薬事故の防止を図ります。
- 県やJA糸島、生産者団体と連携し、家畜伝染病の予防を図ります。
- トレーサビリティーの推進やポジティブリスト制度、GAPの取組等、安全・安心な農畜産物の生産を行うため信頼される農畜産物生産に関する知識の普及に努めます。

③主な取組

- ・環境保全型農業直接支払事業の実施
- ・農薬の適正使用に関する講習会の開催や積極的な情報の発信
- ・家畜伝染病予防に関する講習会の開催や積極的な情報の発信
- ・安全安心な農畜産物を生産するための生産技術講習会等の実施

④数値目標 (KPI)

内 容	現状数値(R1)	目標数値 (R7)	担当課
環境保全型農業直接支払事業取組面積	67.06ha	86ha	農業振興課
農薬講習会開催回数	1回/年	1回/年	農業振興課
家畜伝染病予防講習会開催回数	1回/年	1回/年	農業振興課

⑤関連するSDGsの目標



第3節 生産基盤の維持・保全等による農村が有する多面的な機能の発揮

施策（1）農村集落の活性化

①現状と課題

- ◎近年、台風や記録的豪雨により都市基盤に甚大な被害が発生しており、農地や用排水施設等の維持・保全等は水災害の抑制に効果的かつ不可欠となっています。
- ◎条件不利地の中山間地域では、集落内で協力し水路や畦畔の草刈り等を継続して行う地域へ中山間地域等直接支払事業による支援を行っています。農業基盤の維持・保全が図られ、耕作放棄地の拡大抑制につながっています。
- ◎水路や農道などの農村環境を保全するため、多面的機能支払交付金事業により、地域が管理する農地の維持が図られています。
- ◎中山間地域等直接支払事業を行う集落は構成員の高齢化や担い手不足が進むとともに、事業にかかる事務の煩雑化などにより集落の負担となっており、2つの集落で中山間地域等直接支払事務推進協議会を設立し、負担軽減を図っています。
- ◎田舎暮らしへの憧れの他、半農半Xやテレワークの普及などライフスタイルの多様化が進み、農村集落の持つ価値や魅力が評価されています。
- ◎生産基盤の老朽化が進んでおり、排水機場、井堰、水路等の整備が急務になっています。

②取組の方向性

- 農村集落の景観保全に配慮しつつ、農地等生産基盤の維持・強化を図ります。
- 各集落の実情に合わせた集落協定を締結し、負担軽減を図ることで、条件不利地域での農業生産活動の維持に取り組みます。
- 集落の持続可能な農業生産活動を継続するため、農地の維持を図り、多面的機能を保全します。
- 農村集落の活性化に向け、魅力ある特産品の開発や都市住民との交流、定住支援を進めます。
- 排水機場の更新工事等に計画的に取り組み、老朽化した施設の更新を図ります。

③主な取組

- ・現在取組を行っている集落への継続した支援
- ・取組を行っていない集落への制度の説明
- ・農村が持つ特有の地域資源を生かした魅力的な商品や体験の開発支援
- ・県事業による排水機場施設の更新工事等の実施

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
「多面的機能支払交付金事業」 や「中山間地域等直接支払事業」 に取り組む組織数	98 集落	100 集落	農林水産課 農業振興課
地域が保安全管理する農地割合	77%	78%	農林水産課
体験プログラム（農業関連）市内 での開催回数	4 回	6 回	商工観光課 農業振興課

⑤関連するSDGsの目標



施策（２）優良農地の保全

①現状と課題

- ◎「農業振興地域の整備に関する法律」、「農地法」、「都市計画法」などの法律や、「国土利用計画」、「都市計画マスタープラン」、「農業振興地域整備計画」など市の計画に基づき、本市の土地利用を計画的に進めながら、優良農地を保全しています。
- ◎農業委員会において耕作放棄地等の農地パトロールを行い、担い手への貸借を進めるなど耕作放棄地の発生を抑制しながら、農地の有効利用を積極的に図っています。
- ◎近年、市街地に隣接している交通利便性の高い地域にある優良農地が、住宅地等に転用が進んでいます。
- ◎鳥獣による農作物被害が増加していたため、侵入防止柵の設置や狩猟期以外の捕獲を実施しています。

②取組の方向性

- 個別の農用地利用計画の変更の申出については、関係法令・計画に基づき、優良農地の保全を前提に、必要に応じた検討を行います。
- 耕作放棄地の発生を抑制しながら、農地の有効利用を図ります。
- 土地改良区等関係機関と連携して計画的にはほ場整備を進め、合理化・効率化作業による高収益化に取り組めます。
- 侵入防止柵の未設置地域を中心に設置していきます。また、捕獲者にジビエ肉の自己消費だけでなく、幅広く有効活用を図ります。

③主な取組

- ・農業振興地域整備計画に基づく、優良農地の確保と整備及び無秩序な農地転用を抑制するための計画的な実行
- ・耕作放棄地の発生を抑制するための農地パトロールの実施
- ・大入地区及び沖田地区の計画的なほ場整備とはほ場を利用する担い手の確保・育成
- ・侵入防止柵の設置等の鳥獣害対策への支援
- ・ジビエ肉の利用促進を図るため処理加工施設を利用するよう捕獲者へ啓発の実施

④数値目標 (KPI)

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
耕作放棄地の再生利用面積	23.32ha	40ha	農業振興課
侵入防止柵の未設置地域での整備延長	466.1km	922.1km	農林水産課
大入地区及び沖田地区ほ場整備面積	0ha	53.3ha	農林水産課

⑤関連するSDGsの目標



⑥関連計画

糸島市農業振興地域整備計画

第4節 農業の資源循環機能の維持及び環境保全

施策（1）環境保全型農業の推進

①現状と課題

- ◎環境保全型農業直接支払事業により、地球温暖化防止や生物多様性保全などに貢献する環境に配慮した農家・農業者団体を支援し、取組面積が67haまで増加しました。化学合成農薬の低減や有機農業の取組を進めることにより消費者の安全・安心につながるとともに、事業に取り組む農業者にとっても、経営の安定につながりました。
- ◎生産の過程で排出される籾殻、わら等をたい肥や家畜の飼料として、また、畜産ふん尿をたい肥化する過程において籾殻や産廃木くずから生産されるおが粉等を副資材として活用しています。
- ◎今後は輸入された化学肥料に頼る農業者等をいかに畜産ふん尿等に由来するたい肥や液肥等の利用に誘導するかなど、農産物の安全安心への配慮とともに資源循環型の社会の構築が求められます。

②取組の方向性

- 環境保全型農業直接支払事業に取り組む農家・農業者団体の維持・拡大を図ります。
- 廃棄物系バイオマスを活用し、環境負荷の少ない持続的な社会の実現を図ります。
- たい肥化する過程で出る臭気の軽減を図るため、福岡県福岡農林事務所、福岡普及指導センター等関係機関と連携して、畜産農家への支援・指導に取り組みます。

③主な取組

- ・環境保全型農業直接支払事業の実施
- ・環境保全に取り組む畜産農家等への講習会の開催及び支援の実施

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
環境保全型農業直接支払事業取組面積（再掲）	67.06ha	86ha	農業振興課
稲わらとたい肥の交換による畜産たい肥施用面積の拡大	57.7ha	60.6ha	農業振興課

⑤関連するSDGsの目標



⑥関連計画

糸島市バイオマス活用推進計画
糸島市バイオマス産業都市構想

施策（２）バイオマス利活用の取組の推進

①現状と課題

- ◎本市にある多くの地域資源を循環利用し、豊かな暮らしを支える資源と環境が将来に渡り維持できる仕組みを構築するため、「糸島市バイオマス活用推進計画」「糸島市バイオマス産業都市構想」を策定しバイオマス資源の活用を計画的に進めています。
- ◎バイオマスは、もともと太陽光と大気中のCO₂（二酸化炭素）を吸収し光合成をして生産されるため再生可能であり、燃やしても大気中のCO₂を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性があります。
- ◎今後は、バイオマスのエネルギーとしての活用が期待されています。家畜排せつ物等をメタンガス発酵させ、そのガスを化石燃料に代わる発電エネルギーとして活用しようというものです。市内では、発電エネルギーとして活用されている事例はまだありません。

②取組の方向性

- 本市の特性に合ったバイオマスの活用について、連携協定を締結する大学に調査研究を依頼するなど、持続可能なまちづくりにつながる取組となるよう検討を行います。
- すべての市民が、限りある資源を有効に活用するため、バイオマスの取組の重要性を認識し、積極的に協力・支援することができるよう周知を図ります。

③主な取組

- ・バイオマスのエネルギー利用導入に取り組む農家・農業団体への支援
- ・バイオマス活用の必要性、有効性について広報いとしま等による周知

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
畜産農家に向けたバイオマスに関するセミナー等の開催数	0回	1回	農業振興課
バイオマスを活用したエネルギー創出に取り組む事業所数	0事業所	2事業所	農業振興課

⑤関連するSDGsの目標



⑥関連計画

糸島市バイオマス活用推進計画
糸島市バイオマス産業都市構想

第5節 地産地消の推進

施策（1）地域食材の利用促進、地産地消のPR

①現状と課題

- ◎糸島市直売所ネットワーク会議による直売所間の連携や直売所の機能を拡充する事業に対し直売所活性化事業により補助を行い 18 直売所の売上向上を図ることで地域食材の利用促進に努めました。
- ◎農業者、直売所、学校、児童・生徒の保護者、農業関係機関で組織する「糸島市学校給食地産地消推進検討会議」を設置し、学校給食のオーダーに応えられる生産者グループや直売所と連携した流通システムを検討するなど、地産地消率の向上や食育の推進を図っています。
- ◎市内の地産地消に賛同する飲食店などで市の承認を受けて「地産地消応援団」に加入した店舗数は 118 店（令和2年3月末）に増加し、市内農畜産物の地産地消に協力いただいておりますが、近年は、加入店舗数の伸びが鈍化しているため、市内の協力店舗の更なる掘り起こしが必要です。

②取組の方向性

- 学校給食の他、保健福祉施設、飲食店、食品加工事業者、宿泊施設などで、糸島産食材の利用促進を図ります。
- 直売所の魅力を向上する取組により集客数を増やし、地域食材の更なる利用促進を図ります。
- 直売所が地産地消の情報発信拠点となるような仕組みを検討します。
- 生産者グループの担い手不足の解消を図ります。

③主な取組

- ・「地産地消応援団」の加入拡大及び加入店舗のPRの実施
- ・直売所間の連携・協力体制の構築及び直売所活性化事業の実施
- ・地域食材の消費を促すための情報の発信
- ・学校給食への地域の食材の納入をさらに進めるための流通システムの構築
- ・学校給食に納入する生産者、生産者グループ、直売所の育成

④数値目標 (KPI)

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
市内直売所の売上額	62 億円	65 億円	農業振興課
地産地消を意識し、糸島産農林水産物を積極的に購入している市民の割合	73.1%	78.0%	農業振興課

⑤関連するSDGsの目標



施策（２）特産品づくりの支援や加工所・生産組織の育成推進

①現状と課題

- ◎本市の農業特価係数（全国平均 1.0）は付加価値額 4.65、従業者数 6.06 と他自治体と比べて高いですが、労働生産性 0.51 と他地域の半分程度と低い状況です。これは、農業従事者が多く、効率的な生産活動が行われていない実態を表すものです。
- ◎食料品製造業における付加価値額の特化係数は、2012 年 0.90 から 2016 年 2.55 と上昇し本市の製造業のうち最も稼ぐ産業になっています。
- ◎糸島産農畜産物を活用した加工品として、低温殺菌牛乳「伊都物語」や糸島豚を使ったハム・ソーセージ、柑橘「はるか」を使った菓子や農業女性グループなどが生産する味噌や漬物などが人気を得ており、新鮮な「糸島野菜」や「糸島牛」「糸島豚」などととも「ブランド糸島」として福岡都市圏だけでなく、関東・関西圏にも知られ、今後も成長が期待できます。
- ◎農畜産物の生鮮による販売だけでなく、生産過剰や形状などにより生鮮としては販売できない食材を使用した加工品の開発及び高付加価値化が、農業者の経営向上につながることから、糸島市食品産業クラスター協議会や関係機関と連携した商品開発への支援の方法について検討する必要があります。

②取組の方向性

- 「ブランド糸島」の更なる向上をめざし、農業者自らが加工・流通・販売に取り組む 6 次産業化や産業間の連携による高付加価値の特産品開発など、農業経営の多角化による農業者の所得向上を図ります。
- 糸島市食品産業クラスター協議会と連携して、農業者と製造加工事業所などとの情報交換・連携強化を図ります。

③主な取組

- ・特産品づくりに積極的に取り組む農業者などへの必要な機器等の導入支援
- ・販売先の確保・拡大のためのマーケティングに関する支援
- ・糸島市食品産業クラスター協議会が行う取組への協力

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
新たに開発した特産品数	3 件	5 件	農業振興課 商工観光課

⑤関連する SDGs の目標



第6節 食育の推進

施策（1）家庭・地域における食育の推進

①現状と課題

- ◎妊娠期や乳幼児期から食の支援事業として、母子健康手帳交付時や乳幼児健診・乳幼児相談（のびのび相談）において管理栄養士などによる指導や相談を実施しています。
- ◎「共働きで忙しい」「料理経験が少ない」など、各家庭により食育に関するニーズは多様化しており、個々に応じた対応が必要になっています。
- ◎健診結果に基づく個別の栄養相談等を行うことで健康課題に応じた食の支援事業を実施しています。また、食のボランティアである食生活改善推進員の育成・支援により、身近な場所での食育が推進されています。
- ◎平成27年度に健康づくり事業の実施方法を見直したことで、また、ライフスタイルの多様化により平日や日中を中心とした従来型の個別指導が難しくなったことなどから、個人ごとの栄養相談の回数は減少傾向です。
- ◎食生活改善推進会の会員数は年々減少傾向にあり、家庭や地域などにおいて身近な人がサポートする食育の推進に影響が出始めています。

②取組の方向性

- 多くの保護者や乳幼児が参加する健診の場などを活用するとともに、情報が容易に入手できるよう市ホームページなどを用いた情報発信を行います。
- これまで実施してきた対面型の栄養指導だけでなく、インターネットを活用した情報提供を行います。
- 情報提供の際には対象者の多様性を踏まえたものとし、より細かな支援が必要な方には、個別支援を行うなど個々に合わせた支援を行います。
- 栄養の改善や社会参加など健康につながる活動を継続できるよう、インセンティブの導入を検討します。

③主な取組

- ・広報いとしみや市ホームページ、動画サイトなどを活用した栄養に関する情報提供
- ・多様な暮らし方を踏まえた食生活支援
（管理栄養士監修の時短レシピの紹介、外食・中食の上手な活用方法など）
- ・健康ポイント制などインセンティブの導入検討
- ・母子健康手帳交付時や乳幼児健診など多くの保護者や乳幼児が参加する母子保健事業での情報提供の実施
- ・個人の困りごとや生活実態に合わせたのびのび相談や家庭訪問による栄養相談の実施

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
栄養に関する情報発信（広報、ホームページ、SNSなど）の回数	5回	17回	健康づくり課
個別栄養指導回数	44回	62回	健康づくり課

⑤関連するSDGsの目標



⑥関連計画

糸島市健康増進計画
（健康いとしま21）

施策（２）小・中学校における食育の推進

①現状と課題

- ◎市内の小中学校では、食育の日の取組に加え、それぞれの学校で年間の計画を作り、生産者や地域の人との交流や農業体験などさまざまな取組を実施しています。
- ◎学校給食においては、生産者グループや直売所等と連携し、糸島産の農産物が多く利用できるよう調整を図っており、糸島産品の使用割合は、ここ数年 30%後半を維持し、県内でも高い水準を保っています。
- ◎年間を通してみると、天候等により収穫量が増減するため、不作や端境期などで使用量が減少することや、生産者グループの会員の高齢化などで、糸島産農産物だけでは給食に必要な量を確保できないことがあります。

②取組の方向性

- 学校で行ってきた食育に関する取組について、感染症対策などをじゅうぶんにしながら継続して実施します。
- 今後も生産者グループや「糸島市直売所ネットワーク会議」と連携を図り、年間を通して安定した学校給食における糸島産農産物の使用量の確保を図ります。

③主な取組

- ・給食時や総合学習等における食育の推進
- ・給食月間、食育の日、弁当の日の取組の推進
- ・農業体験（米や野菜作りと給食への活用）の実施
- ・生産者や地域住民との食に関する交流の推進
- ・学校給食への糸島産農産物の使用

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
給食時及び総合学習等において食育等に取り組み小中学校数（農業体験含む）	22校／全22校	22校／全22校	学校教育課
学校給食における糸島産農産物の使用割合（重量ベース）（現状数値は H30）	37.5%	40.0%	学校教育課

⑤関連するSDGsの目標



施策（3）学習・体験活動による食育の推進

①現状と課題

- ◎子ども会ジュニア・リーダー研修や糸島チャレンジクラブ「どんぐり」、ドリームトレイサーなど体験活動を中心とした育成事業の中で調理体験などを行っています。
- ◎市内外の子どもたちやその親がさまざまな農作業を体験する「糸島キッズファーム事業」を実施し、消費者の農業への理解の深化、地域の伝統文化の継承、多世代交流の促進など地域の活性化を図っています。
- ◎今後もこうした取組を継続し、自然の恵みである「食」と食を支える人たちへ感謝の念と理解を深めるとともに、地域で生産される農畜産物や水産物と糸島の自然環境を守ることを大切にする気持ちの醸成につなげる必要があります。

②取組の方向性

- 実習・体験等を通して、子どもたちに食に関する知識を学び、食のありがたさを感じることができるような指導・支援を行います。

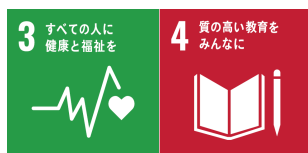
③主な取組

- ・ドリームトレイサーやどんぐりの活動の中で、食育を意識した調理体験の実施
- ・子どもを対象とする農業体験等に取り組む事業者への支援の実施

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
ドリームトレイサーにおける調理体験の実施回数	4回	4回	生涯学習課
どんぐりに関する調理体験の実施回数	4回	4回	生涯学習課

⑤関連するSDGsの目標



施策（４）食文化の継承と国際交流の推進

①現状と課題

- ◎糸島市誕生以降、人口減少（社会減少＋自然減少）が進んでいましたが、平成 26 年度に社会増加に転じ、年々転入者が増え、平成 28 年度以降は人口増加となりました。
- ◎本市の人口 101,665 人（令和 2 年 3 月末）に対し、本市に住む外国人市民は 1,242 人（令和 2 年 3 月末）で全体の人口の 1.2%を占め、九州大学の統合移転による留学生や教員の増加、企業の外国人労働者の雇用拡大など今後も増加すると予測されます。
- ◎こうした市外から移住する人たちが増えるに従い、先人たちによって培われた地域の食文化の継承がより重要となります。また、それぞれが住む地域だけでなくさまざまな文化を互いに理解することにより誰もが住みやすいまちへつなげることが必要です。

②取組の方向性

- 食文化の継承や国際交流の推進につながる「カレービュッフェ」「世界の料理教室」「そうめん流し」の継続的な支援を行います。
- 郷土料理や地域食材を使った料理のレシピ集を作成し、市ホームページなどで紹介するなど、食卓を豊かにするための取組を推進します。

③主な取組

- ・糸島市国際交流協会主催の各種事業へ支援の実施
- ・広報いとしまや市ホームページ、動画サイトなどを活用して地域食材を使った料理に関する情報提供の実施

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
糸島市国際交流協会主催事業への参加者数（3事業）	310 人	325 人	地域振興課
栄養に関する情報発信（広報、ホームページ、SNSなど）の回数 ※再掲	5 回	17 回	健康づくり課

⑤関連する SDGs の目標



⑥関連計画

糸島市多文化共生推進計画
糸島市多文化共生行動計画

第7節 グリーンツーリズムの推進及び農業公園の果たす役割

施策（1）グリーンツーリズムの推進

①現状と課題

- ◎本市への観光入込客数は 640 万人を超え増加傾向にありますが、市内での滞在時間が短く、1 人当たりの観光消費額は少ない状況です。観光客の回遊性を高め、消費を促すなどの各産業間で連携した取組には至っておらず、観光入込客数の増加を地域経済の活性化に生かし切れていません。
- ◎（一社）糸島市観光協会と連携し、農産物等本市の一次産業の地域資源を生かした着地型・体験型の観光プログラムを企画・催行しました。
- ◎グリーンツーリズムに関する取組としては、農業体験等を通して、市民の農業への理解や多世代交流の促進等を行い、情報を積極的に発信し、地域の活性化を図ることを目的に「キッズファーム」を実施する事業者へ支援を行い令和元年度は延べ 248 人が参加しています。
- ◎本市の誇る恵まれた地域資源（豊かな自然と美しい自然景観、ブランド力の高い糸島食材等）のポテンシャルを最大限に引き出すため、観光客のニーズに合った活用方法を検討し、観光客の滞在時間の長期化と消費額の拡大を図る必要があります。

②取組の方向性

- 本市の四季折々の自然や地域ならではの魅力を感じることができる体験プログラムのメニューを拡充し、本市を訪れる観光客の満足度及びリピート率向上と“糸島ファン”である関係人口の増加を目指します。

③主な取組

- ・農業体験等を通じグリーンツーリズムの発展に取り組む事業者に対する支援の実施
- ・J A糸島、J F糸島、商工会、観光協会など関係機関と連携し体験プログラムや宿泊セットプランの開発

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
体験プログラム（農業関連）市内での開催回数 ※再掲	4回	6回	商工観光課 農業振興課
連携した取組実践件数（累計）	0件	10件	経営戦略課

⑤関連するSDGsの目標



⑥関連計画

まち・ひと・しごと創生糸島市総合戦略
糸島市観光振興基本計画

施策（２）糸島市農業公園「ファームパーク伊都国」を拠点とした事業の展開

①現状と課題

- ◎本市が持つ緑豊かな自然環境や歴史風土、更には都市近郊の立地条件を生かし、都市と農村との交流を通じながら農業の活性化を図るための拠点施設として、糸島市農業公園「ファームパーク伊都国」を設置しています。
- ◎平成 29 年度から民間企業のノウハウによる施設の管理運営とともに、直営ではできない利用者ニーズに応えたサービスを提供するため、「指定管理」制度に移行しています。
- ◎地産地消や食育の取組等、都市（消費者）と農村（生産者）の交流イベント「農力祭」「収穫祭」などの実施や花や野菜の栽培、遊具や樹木の管理、親水河川保全等により市民に憩いと安らぎの場を提供するなど、農業公園の魅力向上を図っています。
- ◎農業公園の利用者数（伊都国即売会を除く）は、平成 28 年度 25,982 人（直営時）から令和元年度 41,588 人と増加しています。引き続き、魅力あるイベントの実施や効果的な P R 活動を行う必要があります。

②取組の方向性

- 食料・農業・農村が市民生活に果たしている重要な役割や理解を深めるため、地産地消や食育の取組等、都市（消費者）と農村（生産者）の交流体験イベントを積極的に展開します。
- 愛される農業公園づくりを推進するため、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、利用者ニーズに合った魅力的な体験講座等の充実を図ります。

③主な取組

- ・利用者のニーズを踏まえた魅力ある体験講座やイベントの実施と効果的な P R 活動
- ・地産地消、食育の推進につながる情報の発信
- ・市民に愛される農業公園づくりに向けた施設の利活用の検討

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
ファームパーク伊都国の年間施設利用者数	41,588 人	50,000 人	農業振興課
ファームパーク伊都国ホームページ閲覧数	148,458PV	180,000PV	農業振興課

⑤関連する SDG s の目標



第8節 女性農業者が持つ力の発揮

施策（1）女性農業者及び女性農業者組織の活動支援

①現状と課題

- ◎女性農業者の研修や交流、消費者への啓発活動を行う農業女性の会「ふた葉」に対して支援を行っています。農業女性の会「ふた葉」では、農業経営への女性の参画や農業への女性進出の促進を目的に会員 39 人（令和 2 年 3 月末）で活動しています。
- ◎農業女性の会「ふた葉」では、これまで支部単位で消費者との交流事業などの活動を行ってきましたが、会員の高齢化により活動が低下し、支部活動が困難な状況にあることから、全体活動として実施する必要が出てきています。
- ◎国県の補助制度を活用し、農畜産物を活用した商品開発など 6 次産業化を支援することにより、女性農業者の経営参画を推進しています。

②取組の方向性

- 関係機関と連携して、女性農業者グループの活性化に向けた支援を図ります。
- 効果的な活動に対する支援とするため、女性農業者グループの在り方について研究します。

③主な取組

- ・経営管理や生産技術、6 次産業化に関する研修会などへの女性農業者の参加促進
- ・女性農業者の地位向上と意識向上を図るため、女性農業者組織の活動の強化
- ・女性農業者視点による新商品開発など、能力が発揮できる環境の整備

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
農業女性グループ等が実施する消費者との交流事業数	16 事業	16 事業	農業振興課

⑤関連する SDGs の目標



施策（２）女性農業者の各種農業施策への参画の推進

①現状と課題

- ◎農業政策の中心的役割を担う会議に女性農業者の積極的な登用を推進しています。「農力を育む市民推進会議」には委員16人中7人（43.8%）の女性を委員に任命し、女性の視点からさまざまな意見をいただいています。また、農業女性の会「ふた葉」から農業委員を2人推薦や県女性農村アドバイザー候補者を選定し市に候補者情報を提供するなど、女性農業者の地位向上に努めています。
- ◎農業者の減少に伴い、女性農業者も減少傾向にあるため、県女性農村アドバイザーや女性農業者団体への参加希望が少なく、制度や組織の存続が危ぶまれています。

②取組の方向性

- 各種農政関連の委員会や農業団体、集落営農組織などにおける女性農業者の登用を促し、農業施策・経営等への女性農業者の積極的な参画を図ります。
- 福岡普及指導センター、JA糸島、農業女性の会「ふた葉」と連携して女性農業者の担い手の発掘を進めます。

③主な取組

- ・女性人材の発掘
- ・女性農業者の各種委員会などへの委員就任の推進
- ・女性農業者の農業施策への参画の啓発

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
市が委嘱・任命する農政関連附属機関における女性委員比率	26.7%	40.0%	農業振興課

⑤関連するSDGsの目標



施策（3）家族経営協定の締結推進

①現状と課題

- ◎家族で農業を営むときに、配偶者や後継者にとって魅力的でやりがいのあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営に参画し、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。目指すべき農業経営の姿や、みんなが意欲的に働くことが出来る環境整備について、家族間で話し合い農業経営の改善につなげるため、家族経営協定の締結を推進しています。
- ◎市内で家族経営協定を締結している家族は、82件（令和2年3月末）です。
- ◎この制度を知らない農業者やその配偶者への周知不足や一度締結した協定が数年間そのままになっているケースなどがあります。

②取組の方向性

- 認定農業者連絡協議会や農業女性の会などへ家族経営協定に関する情報を提供します。
- 家族の状況などを踏まえた内容の見直しへの支援などを柔軟に図ります。

③主な取組

- ・家族経営協定を締結していない農家への制度の周知
- ・既に協定を結んでいる家族に対する必要に応じた見直しの支援
- ・協定締結式の実施

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
市が立会人となった家族経営協定の累計締結数	82件	102件	農業振興課

⑤関連するSDGsの目標



第9節 九州大学を始めとする産・学・官の連携

施策（1）連携協定締結大学等との事業の展開

①現状と課題

- ◎平成22年3月に、農業者・JA糸島（産）、九州大学（学）、福岡普及指導センター・糸島市（官）で構成する「糸島農業産学官連携推進協議会（アグリコラボいとしま）」を組織し、市内の地域資源や知的資源を活用し、農業者の「ニーズ」と大学研究の「シーズ」を結び付けた共同研究・活動による糸島地域の未来に向けた農業の創造と活性化を図っています。
- ◎「アグリコラボいとしま」では、①講演会、②パネルディスカッション、③市内農場をめぐる視察バスツアー、④ワークショップの4つを主な活動とし、状況に応じた各種活動を実施しています。
- ◎こういった活動が毎年繰り返しとなり、取組が硬直化しているほか、農業者のニーズと研究シーズのマッチングが進まずに生産現場での導入に至っていないといった課題があります。
- ◎その他、九州大学を始め、糸島市と連携協定を締結しているそれぞれの大学等や糸島農業高等学校が持つ得意な分野を生かして課題の解決に取り組む必要があります。

②取組の方向性

- 「アグリコラボいとしま」を核とした生産現場への研究シーズの導入を支援します。
- 農業者の「ニーズ」と連携協定締結大学等の研究「シーズ」を結び付けた共同研究・活動を構築し、糸島地域の未来に向けた農業の創造と活性化を図ります。
- 農業者に対するスマート農業の関心を高めるとともに、研究シーズの導入を支援します。
- 地域農業の課題の解決に向けた実効性ある活動を推進します。

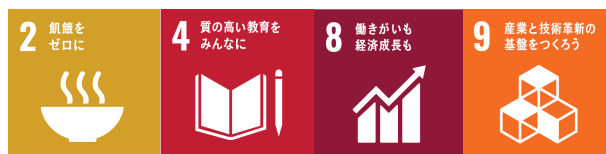
③主な取組

- ・農業者のニーズ、研究シーズの効率的なマッチング手法の研究と共同研究の推進
- ・スマート農業の技術を広めるための講座の開催
- ・生産現場での研究シーズ導入支援
- ・農家所得の向上につながる成功事例の創出
- ・産・学・官で取り組む成功事例などの情報発信

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
「アグリコラボいとしま」の会員数	80人	100人	農業振興課
生産現場と研究シーズのマッチング件数（累計）	0件	20件	農業振興課

⑤関連するSDGsの目標



施策（２）特産品等調査研究事業の実施

①現状と課題

- ◎本市の農産物のブランド力向上と農業所得の向上を図るため、九州大学が研究、育成したブドウの新品種「BKシードレス」の栽培と産地化を推進するなど、特産品の調査研究に支援しました。
- ◎この「BKシードレス」は大粒種なしで強い甘みと弱い酸味が特徴で「あま伊都」と命名、平成30年度から本格的に販売が開始されていますが、当初の目標である「産地化」までには至っておらず、今後は補助金以外での支援の在り方などの検討が必要です。

②取組の方向性

- 「あま伊都」の開発などで得られたノウハウを、次の高収益作物の導入・育成などを進めるための横展開ができるよう検証します。
- ブランド名の統一によるPR強化など販売戦略の確立を図ります。
- 新品種・新作物の生産現場での導入可能性を調査するなど、農産物のブランド化を展開します。

③主な取組

- ・新商品の開発を推進するための調査研究事業などへの支援
- ・福岡県や連携協定締結大学等が開発した新品種・新作物の生産現場での導入検討・支援
- ・産・学・官の関係機関と連携し特徴ある商品づくりを推進

④数値目標（KPI）

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
新たに開発した特産品数 ※再掲	3件	5件	農業振興課 商工観光課

⑤関連するSDGsの目標



第10節 農力を育み・発揮する取組の情報発信

施策（1）農力への理解を進める情報の発信

①現状と課題

- ◎市内で生産される旬の農畜産物や地域食材、生産者や直売所の情報、体験講座などの各種イベント情報などは広報いとしまや市ホームページ、新聞などのメディアやSNSを活用し情報発信を行い、市民に「農力」への理解を進めています。
- ◎市内農畜産物のPRに効果があり、インターネットを活用した販売への第1歩となると考えられるふるさと応援寄附サイトに参加する直売所は6件（令和2年12月末）と全体の1/3と少ないため、参加していない直売所に対して今後も積極的な支援が必要と考えられます。
- ◎市内農畜産物の正確な情報を届けるためには、糸島市農業公園「ファームパーク伊都国」や福吉ふれあい交流センター「福ふくの里」など公の施設での安全安心のPRの強化に合わせて、公の施設自体を知ってもらうための周知活動も必要となります。

②取組の方向性

- ホームページの充実やSNSの活用、関係機関との相互情報共有・発信し、市内外を問わず多くの人へ情報提供を行うことで農業への理解促進に努めます。
- 市内直売所に対してインターネット販売などを促進することで、農畜産物のPR活動を支援します。
- 市内で生産される旬の農畜産物や地域食材、生産者や直売所のタイムリーな情報発信に努めます。
- 糸島市農業公園「ファームパーク伊都国」や直売所でのイベントにおいて、本市農業の情報を発信し、安全安心の信頼確保に努めます。

③主な取組

- ・ 広報いとしまや市ホームページ、新聞などのメディア、SNSなどを活用した農畜産物利用拡大に関する情報提供
- ・ 商工部門やブランド推進部門など関係課と連携した効果的な情報発信
- ・ 農畜産物を含む「食」に関するPR活動を行う、情報発信の拠点となる直売所や農業者に対する支援
- ・ 九州大学と連携した糸島の花のロゴの制作、ロゴを使った情報発信

④数値目標 (KPI)

内 容	現状数値(R1)	目標数値(R7)	担当課
市ホームページ農業関連ページ 閲覧数	44,778PV	54,000PV	農業振興課
ふるさと応援寄附返礼品サイト に参加する直売所数	6直売所	15直売所	農業振興課

⑤関連するSDGsの目標



第7章 計画推進のためのそれぞれの行動指針

関係者の協働により、本市の特色に合った取組が実施できるよう、市民、農業者・農業団体、事業者、関係機関・団体等の責務と役割を明らかにし、次のとおり行動指針を定めます。

1 市民

- ・ 本市の農業・農村を支えるため、地産地消への取組を理解し、安全安心な地域食料を積極的に利用します。
- ・ 心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるよう、食に関する知識を深めます。
- ・ 直売所等を積極的に利用し、糸島産農畜産物の購買・消費に努めます。
- ・ 九州大学等との連携事業に積極的に参加し、市民としての提言等を行います。
- ・ 水源かん養や洪水防止等中山間地域の農地が果たす多面的機能を理解し、農村環境の保全に努めます。
- ・ 家庭での食事の中で、食事を作る人や生産する人への感謝の心を育み、食事のマナーや健康を保持・増進する食生活の考え方を身につけるよう努めます。
- ・ 家庭での男女差別や男女の役割についての誤った考えや思い込みを改めることに努め、家庭や地域で実践します。

2 農業者・農業団体

- ・ 環境保全型農業直接支払事業などにより、農産物の安全安心の配慮等を図り、適正な農業経営を確立します。
- ・ 学校給食における地産地消を推進するため、注文に対応できる生産量を確保するとともに、生産者グループの拡大・強化を図ります。
- ・ 地域で生産される農畜産物を直売所に出荷するなど、地域内で流通できるような出荷形態や体制づくりに努めるとともに、生産する農畜産物等に関する正確かつ適切な情報発信を行います。
- ・ 生産基盤・施設の整備や高性能機械の導入、ICT技術やロボット化などにより、生産性の向上と省力化を図ります。
- ・ 地域や土壌に合った作物を作付し、地域の特産品としての地位の確立に努めます。
- ・ 新規就農者への経営や栽培指導を積極的に行い、地域農業の担い手を育成します。
- ・ 遊休農地、未利用の施設や農業用機械を、新規就農者へ貸与等に協力します。
- ・ 地域の農業用排水路、ため池、農道等の維持管理に努め、耕作放棄地の発生の防止を図ります。
- ・ 不耕作地や不作付地は、他の農業者へ利用集積を行うなど、農地の有効利用に地域全体で取り組みます。
- ・ 市内の各団体により設置する連携会議へ参加し、観光を基軸とした経済活性化策についてアイデアを検討するとともに、各団体と検討した取組の実践に協力します。

3 事業者

- ・ 市内の飲食店、食品加工事業者、宿泊施設などが農畜産物を使用する場合は、糸島産を意識して使用します。
- ・ 農業者・農業団体と連携して、農畜産物の地域ブランドづくりに努めます。
- ・ 無秩序な農地の開発は行いません。
- ・ 農業への理解促進に向け、市内外を問わず積極的な情報発信を行います。
- ・ 市内事業所間相互の困りごとや新たな需要の開拓に向けた解決を図るため、積極的な意見交換などを行い、それぞれの強みを生かした農畜産物の付加価値の向上を図ります。

4 関係機関・団体

- ・ 九州大学や農業研究機関等の農業技術について、積極的に情報提供を行います。
- ・ 農業団体や地域組織等の役職に、女性農業者を積極的に登用します。
- ・ 市民、農業者・農業団体、事業者が取り組んでいる地産地消の取組を支援するとともに、本市が実施する施策について、助言・協力します。

5 その他

- ・ それぞれの地域の特性を生かし、個性豊かな地域食材や郷土料理に親しみ、市民相互のふれあいを通じて、食文化の継承や地産地消の推進、健全な食生活の実践のための活動に取り組むように努めます。

○糸島市農力を育む基本条例

平成22年1月1日

条例第119号

人間の人間らしい営みと自然との接点に、食料・農業・農村がある。

これらは、私たちが愛する糸島の景観、風習、文化などに大きな恵みをもたらしてきた。このような人間生活の発展に資する食料・農業・農村が持つ力を農力という。

農力は、人間に生きる糧と力を与え、自然とのつきあい方を教えるとともに、人間を育て、人間社会の進むべき道筋を示すことができる。農力によって、安全で安心できる食料の供給や健康な生活及び自然環境が守られ、より豊かな地域社会を形成していくことができる。

農力は、農業という営みの中で発揮され、市民と農業者が支え合う関係を築くことによって更に高められる。食料・農業・農村を取り巻く情勢の転換点に立つ現在、糸島市が持つ大きな農力を市民全体で育み、発揮していくことが大切である。

私たちは、このような認識のもとに、市民、農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに行政との協働により、農力を育み、発揮し、魅力ある食料・農業・農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、食料・農業・農村の在り方についての基本理念及びその実現に必要な基本的施策を定めることにより、市民全体で農力を育み、性別、年齢等を問わず農業者一人ひとりの持てる力を発揮し、安全で安心できる食料の生産、流通及び消費が図られ、もって持続的に発展する農業の確立と都市と農村とが調和した豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料の在り方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全で安心できる食料を安定的に生産し、供給することにより、食料に対する市民の信頼を確保すること。
- (2) 地域で生産される食料の地域での流通及び消費を促進すること。
- (3) 食の重要性に対する理解を深め、地域特有の食文化の継承等を含めた食育を推進すること。

2 農業の在り方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農地、農業用水その他の農業資源や多様な担い手を確保し、これらを効果的に組み合わせ、創意と工夫あふれる農業の振興を図ること。
- (2) 収益性の高い農業経営の確立を図り、自然環境と調和した持続的な農業を展開すること。

3 農村の在り方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

良好な景観の形成、水源のかん養、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的な機能を有する自然と人間との共生の場として、農村を整備し、保全すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、農力を育み、発揮するための基本的かつ総合的な施策を推進しなければならない。

(農業者及び農業団体の責務)

第4条 農業者及び農業団体は、自らが食料の生産者であり、農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する食料について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる食料を安定的に生産し、農力を育み、発揮することに主体的に取り組まなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、農力が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深め、環境の保全に取り組み、地域で生産される食料を積極的に消費するとともに健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 食品産業の事業者は、農力が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深め、消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的施策として、推進しなければならない。

- (1) 多様な担い手の育成及び確保、産地の育成、農業経営の確立等に必要な施策
- (2) 地域で生産される食料の信頼の確保に必要な施策
- (3) 生産基盤の維持、保全等による農村が有する多面的な機能の発揮に必要な施策
- (4) 農業の資源循環機能の維持及び環境保全に必要な施策
- (5) 地産地消に必要な施策
- (6) 食育の推進に必要な施策
- (7) グリーンツーリズムの推進及び農業公園の果たす役割に必要な施策
- (8) 女性農業者が持つ力の発揮に必要な施策
- (9) 九州大学を始めとする産・学・官の連携に必要な施策
- (10) 農力を育み、発揮する取組の情報発信に必要な施策

(基本計画)

第8条 市長は、前条に規定する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、農力を育み、発揮する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 前項の基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ広く市民の意見が反映されるように十分に配慮するとともに、第10条に規定する糸島市農力を育む市民推進会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市長は、食料・農業・農村を取り巻く情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、基本計画に基づく施策の実施状況等を取りまとめ、毎年公表するものとする。

(糸島市農力を育む市民推進会議)

第10条 市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、糸島市

農力を育む市民推進会議（以下「農力市民会議」という。）を置く。

2 農力市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の実施状況に関すること。
- (3) その他市長が特に必要があると認めること。

3 農力市民会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 前3項に掲げるもののほか、農力市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

○糸島市農力を育む市民推進会議規則

平成22年1月1日

規則第132号

改正 平成27年3月17日規則第4号

平成28年6月1日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市農力を育む基本条例（平成22年糸島市条例第119号）第10条の規定により、糸島市農力を育む市民推進会議（以下「農力市民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 農力市民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 糸島市農業委員会委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 農業者
- (4) 農業団体の代表
- (5) 食品産業の事業者代表
- (6) 市民代表
- (7) 市職員
- (8) 市長が特に必要と認める者

(平28規則28・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 農力市民会議に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、農力市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 農力市民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 農力市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 農力市民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 農力市民会議において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 農力市民会議の庶務は、産業振興部農業振興課において処理する。

(平27規則4・一部改正)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、農力市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月1日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された農力市民会議の委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

○糸島市農力を育む市民推進会議委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
会長	南石 晃明	国立大学法人九州大学 大学院教授	
副会長	内野 敏一	糸島市農業委員会 会長	
委員	宗 孝幸	糸島市認定農業者連絡協議会 会長	
委員	有満 桂子	糸島市農業女性の会「ふた葉」 副会長	
委員	馬場 孝志	糸島市食品産業クラスター協議会 会長	
委員	浦 美鈴	糸島市学校給食地産地消推進検討会議 会長	令和2年11月まで
委員	松尾 幸子	糸島市学校給食地産地消推進検討会議 副会長	令和2年12月から
委員	角田 直美	糸島市新規就農ネットワーク協議会	
委員	大城 悦徳	公募委員	
委員	今泉 美紀	福岡普及指導センター センター長	
委員	相田 俊郎	糸島農業協同組合 営農経済担当常務	
委員	岡崎 伸子	糸島農業協同組合 営農企画課係長	
委員	小金丸 小百合	糸島市健康づくり課 課長補佐	
委員	井手 純	糸島市商工観光課 主任主査	
委員	塔野 重治	糸島市教育委員会生涯学習課 社会教育係長	
委員	井上 靖崇	糸島市教育委員会学校教育課 課長補佐	令和3年3月まで
委員	弓削田 隆人	糸島市教育委員会学校教育課 主幹	令和3年4月から
委員	茅嶋 快枝	前原中学校 栄養教諭	

敬称略

○用語集

◆あ行

RCEP:地域的な包括的経済連携協定

地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、日本の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。

日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、ASEAN10 各国が参加。

RTK(Real Time Kinematic)基地局

トラクターの自動操舵などスマート農業は、GPS（衛星利用測位システム）データを基に走行するが、高精度の操舵を実現するには走行の誤差を埋める「補正データ」が必要である。RTK基地局は、トラクターなどに設置するGPSガイダンスに補正データを送る拠点。半径20kmをエリアとして誤差は2～3cm程度。精密作業や運転経験が少なくてもトラクター作業ができるようになり特定の作業者への負担軽減にも期待できる。

糸島市食品産業クラスター協議会

糸島市内の食品関連事業者や農林水産事業者、流通・販売事業者等が交流することで地域の経済活性化の推進を図るため設置された協議会。

糸島チャレンジクラブ「どんぐり」

糸島市内の中学生、高校生のクラブ。異年齢の仲間が集まり、家庭や学校ではなかなか体験できない活動や研修会を通じて、人生をたくましく生きていくために必要なさまざまな「ちから」を身に付けることを目指している。

糸島農業産学官連携推進協議会(アグリコラボいとしま)

糸島地域の農業者、九州大学、農業関係機関が集まり情報交換等を行い産学官相互の交流を促進し、知的資源や地域資源を生かして農業者ニーズと大学研究シーズを結びつけた共同の研究や活動を推進し、糸島地域の創造と活性化に寄与することを目的に設置された協議会。

営農

農業を営むこと。

SDGs:持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030ア

ジェンダ」にて記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際開発目標。持続可能でよりよい世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネット上で登録された利用者同士で交流できる社会的なネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス（フェイスブック、ラインなど）のこと。

◆か行

化学肥料

化学的処理により製造される肥料。窒素・リン酸・カリウム的一种以上を水溶性の化合物として含む。硫酸アンモニウム・尿素・過リン酸石灰など。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間のじゅうぶんな話し合いに基づき取り決める協定のこと。

家畜伝染病

家畜の伝染性疾病のこと。経済的な損失、防疫措置の難易などにより、「家畜伝染病」と「届出伝染病」に大別されている。

家畜伝染病が発生した場合は、発生届け、隔離、処分、消毒などが義務付けられている。

家畜排せつ物

家畜（牛、豚、鶏など）の糞尿。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境保全型農業直接支払事業

農業者の組織する団体等が実施する国際水準の有機農業や化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に交付金を支払う支援事業。

GAP:農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

グリーンツーリズム

都市の住民が豊かな自然や地域資源を求めて農山村を訪れ、農村文化、農村資源、農村生活や農業体験、また農畜産物を通じて地域の人たちと交流を行い、「農村を楽しむ」休暇や余暇活動のこと。

経営耕地面積

農業経営のために耕作して農作物をつくる土地、田畑として利用している土地の面積。

研究シーズ

科学技術研究の種(Seeds)、将来花開き実を結ぶ可能性の高い研究のこと。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

国土利用計画

国土利用の基本理念に即して、国土利用計画法第8条の規定に基づき市町村の区域について定める国土の利用に関する計画。市町村における土地利用に関する行政の指針となるべきもの。

◆さ行

採草放牧地

農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草または、家畜の放牧の目的で使用される土地。

産学官

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方公共団体）の三者。

資源循環型

生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めること。

指定管理者制度

公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度。

集落営農

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産を共同して行う営農活動。

①転作田の団地化、②共同購入した機械の共同利用、③担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様。

集落営農組織

集落営農を実施している活動組織のこと。

主業農家

農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。（農林業センサスで定義）

準主業農家

農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。（農林業センサスで定義）

食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため平成 17 年 7 月に施行された法律。

食生活改善推進会

健康づくりに必要な知識を習得し、食生活改善推進員として終了証を得た人が中心となり、「自分たちの健康は自分たちの手で」を合言葉に、地域の食生活改善活動などをボランティアで行っている団体。

食品トレーサビリティシステム

食品などの取扱いの記録を残すことで、食品の移動を把握できるようにする仕組み。食品事故が発生した場合にもその製品回収や原因究明を容易にすることや、情報の伝達や検証により、表示などの情報の信頼性を高め、消費者が安心して食品を購入できるようにすることを目的としている。

食料自給率

国の食料供給に対する国内生産の割合。

食の外部化

共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられる。これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、そう菜、弁当といった「中食（なかしょく）」の提供や市場の開拓等に進展がみられ、こういった動向を総称したもの。

食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。

平成12年3月に初めて策定され、令和2年3月に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。

食料・農業・農村基本法

高度経済成長以降、我が国経済社会が大きな変化を遂げ、食料自給率の低下、農業者の高齢化・農地面積の減少、農村の活力低下が進むなど、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化してきたことから、農業基本法に代わって、平成11年7月に制定された。

基本理念として①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村の振興を定めるとともに、この実現を図るため、食料・農業・農村基本計画を策定することや、食料・農業・農村のそれぞれの分野について講ずべき施策を定めている。

女性農村アドバイザー

県が女性農業者のリーダーとして活躍していく女性を認定（任期5年）する。地域の活性化や女性農業者の地位向上に関する活動を行う。

新規就農者

新規自営農業就農者：家族経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

新規雇用就農者：調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者。（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）

新規参入者：土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、調査期日前1年間に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者。

水源のかん養

水資源の確保、洪水の防止、河川の保護等のために、雨水が田畑に保持される。農業の多面的な機能のひとつ。

スマート農業

ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。

生物多様性

生きものや生態系の豊かさを表す言葉。単にいろいろな生きものがあるだけでなく、それぞれの土地で進化してきたひとつひとつ「個性」をもった多様な生きものが、他の生きものと直接的、間接的に「つながり」を持って生きている状態を指す。

総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、国民が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進するために策定した計画。

◆た行

たい肥

植物などを腐らせてつくった有機肥料。

多面的機能支払交付金事業

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもの。

多面的機能

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

中山間地域等直接支払制度

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための国及び地方自治体による支援を行う制度。

地産地消

地域の農林水産物の利用を促進することにより国産の農林水産物の消費を拡大する取組。

鳥獣害

イノシシなどの野生動物が田畑に侵入して農作物を食い荒らす被害のこと。

長期総合計画

市民及び議会に対し市政の方向性を明確にし、総合的かつ計画的に市政を行うため、市が取り組むべき政策等を示したまちづくりの総合的な指針となる計画。現在、第2次糸島市長期総合計画（令和3～12年度）を実施中。

直売所

定期的に消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設。季節性が高い農産物販売のための時季を限定して開設したものを含む。

TPP：環太平洋パートナーシップ協定

アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。

平成28年（2016年）2月に12か国がTPP協定に署名したが、平成29年（2017年）1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国の閣僚がTPPの早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP）を大筋合意、平成30年（2018年）3月には、日本を含めて11か国の閣僚が署名を行った。

テレワーク

情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

土地利用型農業

効率的な土地利用を前提とした、主に水田を中心とした米・麦・大豆・露地野菜などを栽培する農業経営のこと。

特価係数

ある地域内の産業のシェアや生産性が全国と比べてどれくらい高いかを表す指標。

鳥インフルエンザ

鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスによる感染症。

鳥インフルエンザのなかでも、鶏に感染させた場合に、高率に死亡させてしまうようなものを高病原性鳥インフルエンザという。その原因となるウイルスは高病原性鳥インフルエンザウイルスといい、A/H5 亜型のもものと A/H7 亜型のもものが知られている。

鳥インフルエンザウイルスは、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトに感染したという事例の報告はない。

ドリームトレイサー

キャンプや山登りなどのさまざまな体験活動を通して地域のリーダーを、ひいては将来のまちづくりの核となる人材を育成する事業。市内の小学4～6年生が対象。

◆な行

中食

レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手づくり料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当やそう菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま（調理加熱することなく）食べること。これら食品（日持ちしない食品）の総称。

担い手への農地の利用集積

認定農業者などの農業の担い手に対し、農地の利用権や使用貸借権といった権利や農作業の委託を集積し、経営規模の拡大を支援すること。

認定農業者(制度)

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定農業者に対しては、スーパーL 資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を実施。

農業産出額

農業生産活動による最終生産物の総産出額。農産物の品目別生産量から、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計する。

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者と農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者の合計。

農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業に従事した者。

農業振興地域

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、都道府県知事が農業振興地域整備基本方針に基づき指定する。

農業振興地域整備計画

都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおむね10年を見通して、地域の農業振興を図るために「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第2項に基づき必要な事項を定めたもの。

農業団体

農業に係る公的な事業を行う団体（JA、土地改良区等）。

農業用施設用地

耕作又は養畜の業務のために必要な畜舎、温室、農器具収納施設などの農業用施設で、農水省令で定める施設の用地として使用される土地。

農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性も考えられる。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める、農用地（田・畑・樹園地）として利用すべき土地の区域。

農林業センサス

国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。

農業経営改善計画

農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を農業者自らが記載した計画書。

この計画書の記載内容が、市町村の基本構想と照らして妥当であると認定された農業者が「認定農業者」となる。

農業経営基盤強化促進基本構想(基本構想)

市町村が、都道府県の策定する基本方針に即し、地域の実情を踏まえて策定する当該市町村の農政推進のための目標を取りまとめたもの。

当該市町村における①育成すべき農業経営の目標とすべき所得水準等の基本的考え方、②営農類型毎の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、③こうした経営に集積すべき農用地の割合の目標等を内容とする。

のびのび相談

小学校就学前までの乳幼児を対象としたお子さんの身長体重などの計測・子育て全般や離乳食に関する相談会。

◆は行

廃棄物系バイオマス

バイオマスのうち、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液（パルプ工場廃液）、下水汚泥といったもの。

バイオマス

動植物に由来する有機物である資源のうち化石資源を除いたもの。

半農半X

農業（自営）・農業以外の所得の組合せにより、じゅうぶんな所得を確保する世帯。「半X」にあたる部分は、自分の好きなこと・やりがいのある仕事など人によって異なる。

販売農家

経営耕地面積が 30 a 以上又は 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家のこと。

肥料

土壌をこやし、植物の生育に役立つ効果をもつ土壌・植物に施す物質。窒素・リン・カリの三要素のどれかを、植物が吸収しやすい形で含んでいる。化学肥料のほか堆肥（たいひ）・糞尿（ふんにょう）など。

付加価値額

製品の生産活動やサービスの提供活動を行うことによって新たに加えられた価値で、売上高（総生産額）から原材料費・燃料費・減価償却費などを差し引いた額。

ふくおかエコ農産物認証制度

化学合成農薬の散布回数（成分回数）と化学肥料（窒素成分）の使用量をともに県基準の半分以下で生産する栽培計画を認証する制度。この制度に基づき生産された農産物（認証農産物）には、認証マークを表示することができ、消費者は農産物の情報を知ること、安全・安心で環境にやさしい農産物を購入することができる。

副業的農家

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）。（農林業センサスで定義）

ほ場

作物を栽培する農地のこと。

ほ場整備

生産性の高い農地を作るため、農地の区画を整理するとともに、用水路、排水路、農道、暗渠排水等の整備を行うこと。

ポジティブリスト制度

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するという制度。すべての農薬等について、残留基準を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を禁止することとしている。

◆や行

有機農業

「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない」「遺伝子組換え技術を利用しない」「農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する」農業生産の方法を用いて行われる農業。

遊休農地

農地として使われていたものの、現状で農地活用されていない土地。

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

◆ら行

離乳食教室(もぐもぐ教室・ぱくぱく教室)

もぐもぐ教室・・・離乳食開始前～始めたばかりのお子さんと保護者(生後5か月頃～)を対象とした離乳食についての講話・調理実習・試食会。

ぱくぱく教室・・・離乳食中期～後期のお子さんと保護者(10か月頃)を対象とした離乳食についての試食・相談・座談会。

連携協定締結大学

市と連携協定を締結している大学等(九州大学、中村学園大学・中村学園大学短期大学部、西南学院大学、福岡医療専門学校、相模女子大学・相模女子大学短期大学部)のこと。

労働生産性

労働者が生産する成果を数値化したもの。

6次産業化

農林漁業者(1次産業)が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高めるため、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、それにより、農林漁業者の所得(収入)を向上していくこと。



糸島市農力を育む基本計画

～市民みんなで育む「食」と「農」と「環境」～

令和3年(2021年)9月

発行:糸島市産業振興部農業振興課

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話 092-323-1111(代表)

ファクス 092-321-0922

E-mail nogyoshinko@city.itoshima.lg.jp